

第4回真庭市こどもはぐくみ推進本部会議 議事次第

日時：令和5年10月3日（火）15:15～17:00

場所：真庭市役所本庁舎3階応接室

1. 開会

2. 本部長あいさつ

3. 協議事項

- ①こどもまんなか応援サポーターの取組について（15:15～15:30）

資料1 資料2 資料3

- ②「こどもはぐくみ応援プロジェクト」64施策の進捗と次年度に向けた事業検討について

資料4 資料5 (15:30～16:15)

- ③こどもはぐくみ応援事業について（16:15～16:30）

資料6

- ④2024 国の概算要求について（16:30～16:40）

資料7

- ⑤こどもはぐくみ政策推進マトリックス会議の報告（16:40～16:50）

資料8 資料9

- ⑥県内企業の子育て支援に関する調査結果（情報共有）（16:50～17:00）

資料10

4. 閉会

こども基本法（令和4年法律第77号）

（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるときとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映**。若者の**社会参画**の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映**。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の**一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育**を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの**居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長**できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、
抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として**取り残されることなく**、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。**問題行動はこどもからのS O S**。保護者自身にも**支援が必要**。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに**関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援**。**18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走**。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やN P O等の民間団体等が連携して、**こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実**。
- ◆ S N Sを活用した**プッシュ型の情報発信**の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、P D C Aサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々な**データや統計を活用**するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用**し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

各府省庁御担当者 各位

こども家庭庁成育局成育環境課

「こどもファスト・トラック」や「こどもまんなか応援サポーター」の取組推進
について

平素より、「こどもファスト・トラック（※）」や「こどもまんなか応援サポーター（※）」の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、こども・子育てにやさしい社会づくりのため、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例を共有・横展開していくとともに、こどもや子育て中の方々の気持ちに寄り添いつつ、全ての人ができることから取り組んでいくという機運を醸成していくこと、政府としても、先行的に、国の施設において、子連れの方が窓口で並ぶことがないよう、こどもファスト・トラックを設けるなどの取組を実施し、他の公共施設、さらに民間施設へと広げていくこととされたところです。

各府省庁におかれましては、「こどもファスト・トラック」等の全国展開に向けた関係省庁会議において、取組状況についてご紹介いただいたところですが、より一層のこどもファスト・トラックの取組推進について、国の施設のみならず、他の公共施設、さらに民間施設へと取組を広げていくよう、所管施設・団体等への周知・取組の促進も含め、改めてご協力をお願い申し上げます。

また、先日、「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同いただいた企業・個人・地方自治体などに「こどもまんなか応援サポーター」となっていただき、「今日からできること」を実践し、取り組んだ内容を自らSNSなどでハッシュタグ「#こどもまんなかやってみた」をつけて発表いただく「こどもまんなか応援プロジェクト」を開始したところです。

今後、企業・個人・地方自治体などの多くの方に「こどもまんなか応援サポーター」になっていただき、「今日からできること」を実践していただくことで、更なる「こどもまんなか」を広めていきたいため、各府省庁におかれましても「今日からできること」を実践し、SNS等でハッシュタグ「#こどもまんなかやってみた」をつけた発信や、所管施設・団体等への取組の周知・促進のご協力をお願い申し上げます。「こどもファスト・トラック」に取り組まれている場合もSNS等でハッシュタグ「#こどもまんなかやってみた」をつけた発信をお願いいたします。

なお、こども家庭庁として、「こどもファスト・トラック」や、「こどもまんなか

応援サポーター」の一部の取組については、今後、国民へのわかりやすい情報提供を行っていくこと検討しております。具体的には今後改めてご連絡いたしますが、予めご承知おきください。

また、各府省庁においてその取組をプレスリリースされる場合に、こども家庭庁関係記者に対しても併せて周知することが可能ですので、プレスリリースを検討している際には下記担当までご相談ください。

加えて、各府省庁において既に取り組まれている、こども・子育てにやさしい社会づくりに資する取組みとの連携についても検討しております。具体的には今後改めてご連絡いたしますが、予めご承知おきください。

今後も、関係府省庁や関係団体とも連携して、こども・子育てにやさしい社会づくりに向けて、全ての人ができることから取り組んでいくという機運醸成の取組をしつかりと進めていけるよう、引き続き、ご協力をお願いいたします。

※ 「こどもファスト・トラック」とは、公共施設や商業施設などの受付において、妊婦の方や、こども連れの方を優先する取組を言います。「こどもファスト・トラック」以外の、子連れに配慮したスペースの設置等のこども・子育てを応援する取組は「こどもまんなか応援サポーター」として引き続き取組をお願いします。

※ 「こどもまんなか応援サポーター」については、次の URL をご覧ください
(<https://www.cfa.go.jp/ouen-supporters/>)

本件担当：

こども家庭庁成育局成育環境課

TEL：03-6861-0227

子育て世帯の優先受付レーン＜京都府（人口約255万人）＞

- 京都府は、旅券事務所、運転免許更新センター等の窓口において、子ども連れや妊婦等の方の優先受付レーン（きょうと子育て応援レーン）を創設し、子育て世帯の負担を軽減。

課 題

- 子ども連れの方にとっては、旅券事務所や運転免許更新センター等での待ち時間に、子どもが泣き出してしまったり、妊婦の方が長時間待つことがあるなど、子育て世帯の負担となっていた。

取 組

（きっかけ）

- 京都府の合計特殊出生率が、全国45位の1.29（平成30年）となるなど厳しい状況にある中で、「子育て環境日本一」を目指し、府域全体に子どもや子育て中の方が利用しやすい施設・設備が広がるよう、府民利用施設等で子育てにやさしい環境整備に取り組むこととなった。
- 知事自ら、全部局からヒアリングを行い課題を洗い出し。職員の発案により実施。

（方法）

- 旅券事務所は、あらかじめ子育て世帯専用窓口を設け、総合受付で、手続きに来られた子ども連れの方や妊婦の方に職員が声かけを行い、同専用窓口を案内する。
- 運転免許更新センターは、手続きに来られた子ども連れや妊婦の方に、職員から声かけを行い、優先して受付をしていただく（専用窓口は設けていない）。

（工夫）

- 施設の入口には、他の利用者に理解と協力を求める内容の書面（右図参照）を大きく掲示。結果として、優先受付レーンへの苦情はほぼなし。

成 果

- 1年間に3施設（※）で3,362件の優先案内を実施（令和3年度）し、子どもを連れたまま待つことはほぼなくなった。
※旅券事務所、運転免許更新センター、運転免許試験場
- 利用者からは、「子どもを抱っこしたまま長時間待たずにすむのでありがたい」、「ベビーカーを押すのが大変だったので助かった」等の声が挙がっている。
- 本取組みを参考に、府内の一部の郵便局においても「子育て応援レーン」を導入。



＜きょうと子育て応援レーン（運転免許更新センター）＞



＜入口や総合受付で優先案内を掲示（旅券事務所）＞



＜きょうと子育て応援レーン（旅券事務所）＞

鉄道・バス

鉄道・バス事業者において、ベビーカー優先スペースの設置、乳幼児連れの方への温かい見守りを求めるステッカーの掲出、鉄道駅等でのベビーカー貸出、キッズコーナーの設置、駅内外での保育園開設等の実施。



鉄道車両に設けられたフリースペース



鉄道車両の車外のベビーカーマーク



バス車両に設けられたフリースペース



バス車内におけるベビーカー固定用座席



鉄道車両の装飾の事例



鉄道車両の装飾を施した子育て応援スペースを設置していることを示すステッカーの掲出



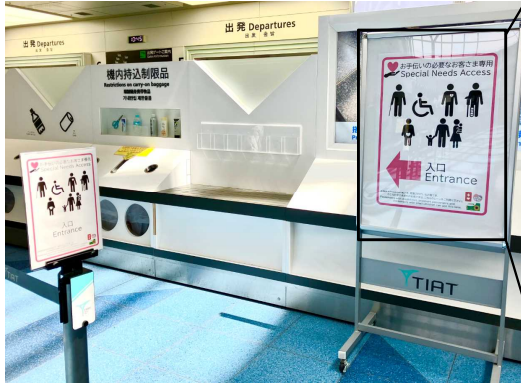
鉄道駅等でのベビーカーの貸し出し



鉄道駅等に併設された施設に保育園等の設置

空港ターミナル

航空会社が、旅客の保安検査・チェックイン手続きにおいて、妊産婦の方、乳幼児連れの方、未就学児を優先的に受け付ける対応を実施。



空港の保安検査における優先レーン

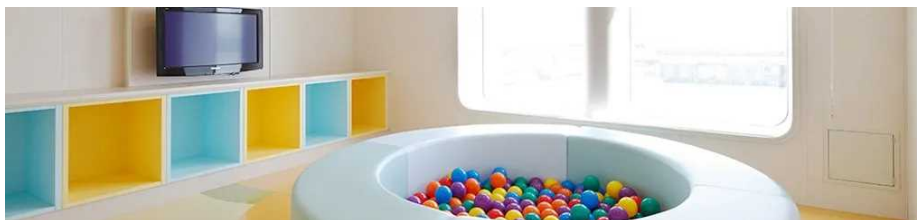


空港におけるベビーカー貸し出し

旅客船

長距離航路の船舶において、妊産婦の方、乳幼児連れの方などを、他の利用者より**優先的に船内へ案内**する対応を実施。

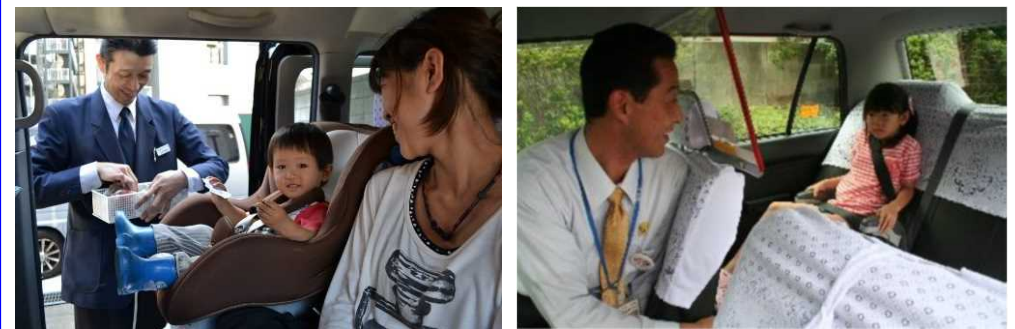
乳幼児の遊び場とする専用スペースを設置。



旅客船における子ども専用スペース

タクシー

子育てに関する必要な研修を受けた運転者が、出産・育児・通園・通塾など、利用者の子育ての様々な場面に応じて**安心して乗車できるサービスを提供**。



育児支援タクシー等の様子

公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施

国土交通省と関係業界が連携して、公共交通機関・商業施設におけるベビーカーの利用環境改善を図るため、**鉄道・バスの車内やエレベーターでベビーカーは折り畳まずに利用できる**ことについて、周囲の利用者に対し理解と協力を求める**ベビーカー利用に関するキャンペーンを毎年度実施**。

- ベビーカーを安心して利用できる場所・設備を表示するための「ベビーカーマーク」を制定（平成27年にJIS化）
- 鉄道駅・商業施設でのポスター掲示・チラシ配布（各4万枚）、鉄道・バス車内のデジタルサイネージ、国土交通省HPや公式ツイッター掲載、政府広報ラジオ番組の放送等、様々な媒体を活用しつつ広く呼びかけ



ベビーカーマーク

キャンペーンのポスター

なお、このほか、毎年の障害者週間（12月3日～12月9日）の期間に、鉄道やバス車内の**優先席**や鉄道駅・商業施設における**エレベーター**等の利用に際し、障害のある方、**妊産婦や乳幼児連れの方など、移動に配慮が必要な方に対して適切に配慮するよう**、周囲の利用者の理解・協力を求めるキャンペーンも**実施**している。



こどもまんなか応援サポーター宣言

真庭市に生まれ暮らす全てのこどもたちが、将来にわたって幸せに暮らせ、そしてこどもを産み・育てたいと思う方々が夢や喜びを感じられることは、私たちみんなの願いです。

その実現のため、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた、切れ目ない支援「こどもはぐくみ応援プロジェクト」をはじめ、「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現に向けて全力を尽くします。

みんなで、真庭の未来を創るこどもたちを育てていきましょう。

令和5年8月10日

真庭市長 **太田 昇**

朝刊・2023年08月11日(金)

2023年(令和5年)8月11日 金曜日 作州 22



「こどもまんなか応援サポーター」への声援

真珠 高麗市は「こどもまんなか」として、市のSNSやYouTube等において、こどもや若者を対象とした取組や行事に「#こどもまんなかやってみた」を付けて発信をお願いします。こども家庭庁がリツイート等で拡散します。

「こどもまんなか」宣言 市、応援サポーター参加

高麗市は「こどもまんなか」として、市のSNSやYouTube等において、こどもや若者を対象とした取組や行事に「#こどもまんなかやってみた」を付けて発信をお願いします。こども家庭庁がリツイート等で拡散します。

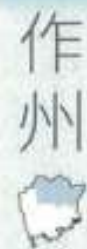
30万本…"太陽"がいっぱい

美術 昨、高麗市市営の「太陽のひまわり畑」が10日、オープンした。約30万本のひまわりが咲き、大勢の市民が訪れた。市は、市民の憩いの場として、また、環境教育の場として、今後も活用していく。市は、市民の憩いの場として、また、環境教育の場として、今後も活用していく。



(市井野)

中心部から遠くにある美芝のひまわり畑



作州支社
0868-23-5422
総務課
0868-72-0523
経理課
0867-44-2113

こどもまんなかの取組の発信や参加の呼びかけ

こどもまんなか応援サポーターの取組として、市のSNSやYouTube等において、こどもや若者を対象とした取組や行事に「#こどもまんなかやってみた」を付けて発信をお願いします。こども家庭庁がリツイート等で拡散します。



市内の事業所や団体、市民に対して「こどもまんなか応援サポーター」の仲間入りを広く呼びかけ、社会全体で子育てを応援する機運を醸成していきます。

出生率アップに直結しなくても、社会全体の構造・意識を変えていく、こども・子育てにやさしいまちづくりへの機運を醸成していく取組の一つです。

こどもまんなか応援サポーターの取組（案）

○こどもファスト・トラックの取組

①市役所の窓口での優先表示・・・こども・子育てに配慮した対応



例 配慮を求める表示

真庭市では、「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現に向け、こども・子育てにやさしい社会づくりに取り組んでいます。

混雑時には、未就学の子どもを同伴されている方、妊婦の方、高齢の方、障がいのある方等を優先して、受付に案内させていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

②市役所子育てを応援する駐車場の表示・・・本庁・各振興局



こどもはぐくみマーク（案）

★「障害者等用駐車区画」駐車場  は、障がいのある方や高齢者、妊産婦、けがをした方など、歩行が困難な利用人が利用できる駐車ですが、未就学の子どもを同伴されている方も駐車できるよう、未就学の子ども連れの方も、「障害者等用駐車区画」を利用できるよう看板表示する。

③「まにわくん」・・・優先席やベビーカーへの配慮

まにわくんで、ベビーカーを車内備え付けのベルトで固定することで、折りたたむことなく乗車いただけます。

朝夕のラッシュ時等に優先席への配慮や、温かい見守りを求める表示等運営業者への協力を進める。

○こどもまんなかの取組

①こども・子育て支援施策「こどもはぐくみ応援プロジェクト」の推進と推進体制の強化

R5年度事業

- ★こども医療費無償化（対象を高校生世代まで拡充）
- ★まにわパパママクラスの開設
- ★園児のおむつスッキリ事業（使用済みおむつを園で処理）
- ★こどもの居場所づくり事業（遊び場づくりモデル事業） 等

②こどもをまんなか、こども・子育て世代や地域の人を楽しめるイベントの開催

③こどもや若い世代、企業関係者等の意見を聴く場の開催

④公共施設における使用済みおむつ処理

ベビーシート等があり衛生的に可能な施設から対応

「おむつはお持ち帰りください」という表示はないが、ゴミ箱を設置していない所もあり、持ち帰るのがマナーという風潮がある。

ベビーシートやおむつ交換スペースがあり、乳幼児の子どもを連れた方の往来が多い施設に、ゴミ箱やポリ袋を設置するなど、持ち帰らなくてもよい施設を増やす。

R5年度から園では持ち帰りの廃止を実施しており、子育てにとってプラスの取組を広げる。

（参考 ペタルパール35ℓ：@5,000円、消臭袋200枚：@1,540、ポリ袋1,000枚：@748）

施設のトイレ付近のゴミ箱「おむつはここに入れてください」の表示



⑤配慮した窓口対応

市民に寄り添ったサポート

未就学の子ども連れた方が安心して相談や手続きができるように、必要に応じて小さな子どもの見守りや抱っこなど、来庁で不安があれば気軽に声をかけてもらい柔軟にサポート。

真庭市役所本庁舎 1 階・北房振興局・落合振興局・勝山振興局・中央図書館に、ベビーカーを設置している。

中央図書館は、ベビーカーの寄贈を呼びかけ市民から 2 台の寄贈があった。

安心してください。
こども・子育てにやさしい
まちづくり、進めていますよ。



真庭市キャラクター「まにぞうファミリー」

真庭市はこどもまんなか応援サポーターとして
「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現に向け、
こども・子育てにやさしいまちづくりに取り組んでいます。

こどもファスト・トラックの取り組み

市役所での手続きの際、**未就学のお子さん連れや妊婦の方を優先的に案内させていただきます。**

必要に応じて職員が**小さなお子さんの見守り**などの対応をし、落ち着いて手続きができるようサポートします。

市営バスの車内に**ベビーカーを固定するベルト**を設置します。

お子さんのおむつ替えをしたら、**その場で使用済みおむつを捨てられる公共施設を増やしていきます。**

今までも、これからも、こども・子育て支援施策に市役所全体で取り組み、安心して子育てができる
まちづくりを進めていきます。

真庭市こどもはぐくみ応援プロジェクト



■おむつ処分対応トイレ調査(R5)

資料3

※ベビーシート、おむつ交換台があるトイレから優先して取組むための調査です。

※フタ付ゴミ箱、ポリ袋購入、表示等でおむつの処分ができる場合は○、できない場合は×を入力してください。

※既に対応している施設は○で入力をしてください。

No.	部・課名	場所	指定 管理	施設名	取組 可能	優先 順位	ベビー シート 設置箇 所数	ゴミ箱の 設置状況	おむつ 廃棄 状況	備考	備考
	(a)			(c)		(d)	(e)	(f)	(g)		
1	北房振興局	北房		真庭市北房振興局庁舎	○	Ⅱ	2	○	×		サンタリーボックスはある
2	北房振興局	北房		ほたる公園	×	Ⅲ	1	×	×	清掃は、月3回程度実施。	サンタリーボックスはある
3	北房振興局	北房		北房B&G海洋センター	×	Ⅲ	1	×	×		サンタリーボックスはある
4	北房振興局	北房		北房文化センター	○	Ⅲ	2	○	○	1階はおむつ廃棄可能	1階と2階はサンタリーボックスあり
5	北房振興局	北房		北房ふるさとセンター	×	Ⅲ	1	×	×		
6	落合振興局	落合		落合総合センター	○	Ⅱ	3	○	×		【1F】授乳室：ベビーシート、多目的：介助シート【2F】多目的：介助シート
7	落合振興局	落合	1	落合総合公園	×	Ⅳ	2	○	×	【指定管理】★指定管理業務としておむつゴミ箱管理は難しいと思われる。	体育館多目的トイレ：1F・2F介助シート、※外トイレは管理が困難。
8	落合振興局	落合		JR美作落合駅	×	Ⅴ	1	×	×	地元委託管理の為、清掃が行き届かないので困難。	多目的トイレ：R4改修。
9	落合振興局	落合	1	醍醐の里	×	Ⅴ	1	○	×	【指定管理】設置済み ★指定管理業務としておむつのゴミ箱管理は難しいと思われる。	多目的：介助シート、
10	環境課	久世		真庭火葬場	○	Ⅰ	1	○	○		
11	交流定住推進課	久世	1	真庭市交流定住センター	○	Ⅰ	1	○	○	【指定管理】	
12	総務部財産活用課	久世		木テラス	○	Ⅲ	1	×	×		だれでもトイレにベビーシート1箇所設置。
13	総務部総務課	久世		真庭市役所本庁舎	○	Ⅰ	5	○	○	トイレにゴミ箱あり	各階だれでもトイレにベビーシート1箇所設置。
14	スポーツ・文化振興課	久世	1	真庭やまびこ公園	○	Ⅳ	1	×	○	【指定管理】清掃を頻繁にしておらず管理が困難。サンタリーボックスがあるので捨てることは可能。	利用者がいない。ごみの一つとして回収はしているが意識的に受け入れているものではない。意識的な受入れとしては改善・検討が必要と思われる。
15	スポーツ・文化振興課	久世	1	北町公園	○	Ⅳ	1	×	○	【指定管理】清掃を頻繁にしておらず管理が困難。サンタリーボックスがあるので捨てることは可能。	サンタリーBOXを設置。ごみの一つとして回収はしているが意識的に受け入れているものではない。意識的な受入れとしては改善・検討が必要と思われる。
16	スポーツ・文化振興課	久世	1	久世エスパスセンター	○	Ⅳ	3	○	○	【指定管理】	普通のゴミ箱を設置。ごみの一つとして回収はしているが意識的に受け入れているものではない。意識的な受入れとしては改善・検討が必要と思われる。
17	スポーツ・文化振興課	久世	1	旧遷喬尋常小学校横	○	Ⅳ	1	○	○	【指定管理】サンタリーボックスがあるので捨てることは可能。	サンタリーBOXを設置。ごみの一つとして回収はしているが意識的に受け入れているものではない。意識的な受入れとしては改善・検討が必要と思われる。
18	スポーツ・文化振興課	久世	1	産業学習館	○	Ⅳ	1	×	○	【指定管理】サンタリーボックスがあるので捨てることは可能。	サンタリーBOXを設置。ごみの一つとして回収はしているが意識的に受け入れているものではない。意識的な受入れとしては改善・検討が必要と思われる。
19	社会福祉協議会(高齢者支援課)	湯原	1	真庭市湯原保健福祉センター	×	Ⅲ	1	×	×	【指定管理】	(社協確認) 多目的トイレおむつ交換台あり、おむつ交換可能。
20	健康福祉部健康推進課	久世		久世保健福祉会館	○	Ⅲ	1	×	○	授乳室の場所がない→R5.9簡易授乳室設置	
21	健康福祉部子育て支援課	落合		NPOサポートあい	×	Ⅳ	1	×	×	清掃頻度から管理が困難、落合こども園併設。※ごみ処分方法について調整中	つどいの広場事業委託先
22	健康福祉部子育て支援課	久世		くせ活き生きサロン	○	Ⅰ	1	○	○		立ち上げ当初からおむつの処理をしている。おむつの量は、一週間で大きめの買物袋1〜2枚分くらい。おむつ交換台（だれでもトイレに設置）のそばに蓋付
23	勝山振興局	勝山		勝山保健福祉センター	×	Ⅱ	2	×	×	職員不在。シルバー人材センターによる清掃管理でオムツ処理まで望めない。	
24	勝山振興局	勝山		勝山郷土資料館	○	Ⅰ	1	○	×	入館料が必要な施設。会計年度職員に対応依頼が必要。	
25	勝山振興局	勝山		城内観光トイレ	×	Ⅳ	1	○	×	清掃を頻繁にしておらず管理が困難	
26	勝山振興局	勝山		勝山運動公園	×	Ⅳ	1	○	×	清掃は管理人が随時実施しているが、キャンプ客が多く、おむつ等以外のゴミを捨てられることが想定される為。	管理棟の多目的トイレにベッド有り、キャンプ客は持ち帰っているが、ゴミで捨てられていたら管理人が処分している

※既に対応している施設は○で入力してください。

No.	部・課名	場所	指定管理	施設名	取組可能	優先順位	ベビーシート設置箇所数	ゴミ箱の設置状況	おむつ廃棄状況	備考	備考
27	勝山振興局	勝山	1	勝山健康増進施設	×	V	1	○	×	【指定管理】おむつ等以外のゴミを捨てられることが想定される為。	多目的トイレにベッド有り
28	勝山振興局	勝山		勝山文化センター	○	I	3	×	○	貸館利用・観光客の訪れもあり管理面から館内にゴミ箱は設置していない。オムツ以外のゴミを捨てられる事が想定される。	サニタリーボックス内におしめが詰め込まれてしまっていることがある。また、おむつでトイレ詰まりが起きた事もある。
29	勝山振興局	勝山	1	山本町駐車場	×	IV	1	×	×	【指定管理】R6より直営へ変更、検討します。	
30	勝山振興局	勝山		月田駅	×	I	1	○	×		
31	湯原振興局地域振興課	湯原		湯原ふれあいセンター	○	I	2	○	○		
32	湯原振興局地域振興課	湯原		下湯原温泉湖畔(やんちゃき)広場トイレ棟	○	I	1	○	○		
33	湯原振興局地域振興課	湯原		ゆばら湯っ足り広場トイレ	○	III	1	×	×		
34	湯原振興局地域振興課	湯原		ゆけむりの里公衆便所	○	I	1	○	○		
35	湯原振興局地域振興課	湯原		湯本温泉館観光トイレ	○	I	1	○	○		
36	湯原振興局地域振興課	湯原		湯原ついの広場	○	III	1	×	×		
37	湯原振興局地域振興課	湯原	1	湯原温泉民俗資料館	○	I	1	○	○	【指定管理】	
38	湯原振興局地域振興課	湯原		湯本温泉館	○	I	4	○	○		
39	湯原振興局地域振興課	湯原		足温泉館	○	I	3	○	○		
40	湯原振興局地域振興課	湯原	1	ひまわり館	○	I	1	○	○	【指定管理】	
41	美甘振興局	美甘	1	クリエイト菅谷	○	I	1	○	○	【指定管理】	ベビーシート：美甘ドーム横多目的トイレ
42	美甘振興局地域振興課	美甘		美甘振興局（保健文化センター）	○	II	3	○	○	2階1箇所未設置。設置箇所もあるも小さく（20*18*15）おしめ等は入らない。	たれでもトイレ2箇所に使用上の注意＆持ち帰り指示をしている。女子トイレ（ハビターベッド）1箇所にはゴミ箱設置。
43	蒜山振興局(健康推進課)	蒜山		中和保健センターあじさい	○	III	2	×	×	持ち込みした物のゴミについては、おむつに限らず全て持ち帰りしてもらっている(週3日開館のため、ごみ出し、保管が難しい)	
44	蒜山振興局(健康推進課)	蒜山		川上保健センター	○	V	1	○	×	清掃を頻繁にしておらず管理が困難	
45	蒜山振興局	蒜山		津黒いきものふれあいの里	○	I	1	○	○		
46	蒜山振興局	蒜山	1	津黒高原荘	○	I	1	○	○	【指定管理】	
47	蒜山振興局	蒜山	1	そばの館	○	I	1	○	○	【指定管理】	
48	蒜山振興局	蒜山	1	道の駅「風の家」	○	I	1	○	○	【指定管理】	
49	蒜山振興局	蒜山	1	蒜山ハーブガーデン「ハービル」	○	I	1	○	○	【指定管理】	
50	蒜山振興局	蒜山		蒜山高原自然広場	○	I	1	○	○		
51	蒜山振興局	蒜山	1	蒜山サイクリングターミナル	○	I	1	○	○	【指定管理】	
52	蒜山振興局	蒜山	1	快湯館	○	I	1	○	○	【指定管理】	
53	蒜山振興局	蒜山	1	真庭市蒜山観光文化発信拠点施設	○	I	1	○	○	greenable Hiruzen 【指定管理】	ユニバーサルトイレ
54	蒜山振興局	蒜山	1	蒜山高原自然広場	○	I	1	○	○	風のパレット R5直営 【R6以降は指定管理】	授乳室あり
55	蒜山振興局	蒜山		平成の森	×	IV	1	○	○		

※既に対応している施設は○で入力をしてください。

No.	部・課名	場所	指定 管理	施設名	取組 可能	優先 順位	ペー シート 設置箇 所数	ゴミ箱の 設置状況	おむつ 廃棄 状況	備考	備考
56	蒜山振興局	蒜山		鬼女台	×	Ⅳ	1	○	○		
57	蒜山振興局	蒜山	1	ひるぜんベアバレー スキー場	○	Ⅰ	1	○	○	【指定管理】	
58	蒜山振興局	蒜山	1	ひるぜんワイナリー	○	Ⅰ	1	○	○	【指定管理】	
59	蒜山振興局	蒜山	1	ウッドパオ	○	Ⅰ	1	○	○	【指定管理】	
60	蒜山振興局	蒜山	1	蒜山高原ライディングパーク	○	Ⅰ	1	○	○	【指定管理】	
61	蒜山振興局	蒜山	1	道の駅「蒜山高原」	○	Ⅰ	1	○	○	【指定管理】	
62	蒜山振興局	蒜山	1	ホテル蒜山ヒルズ	○	Ⅰ	1	○	○	【指定管理】	
63	蒜山振興局	蒜山		塩釜	○	Ⅰ	1	○	○		
64	蒜山振興局	蒜山		蒜山振興局	○	Ⅲ	2	×	×	東側＋西側	清掃を頻繁にしておらず管理が困難
65	教育委員会教育総務課	教育委員会		北房小学校	○	Ⅰ	1	○	○	1F 1か所	
66	教育委員会生涯学習課図書館振興室	教育委員会		真庭市立中央図書館	○	Ⅰ	7	○	○		ベッド4、シート3
							96	48	43	※設置可能箇所数	※設置可能箇所数

28 うち指定管理施設

31

23

23

こどもはぐくみ応援プロジェクト こども・子育て支援施策進捗管理表

NO	施策区分	ステージ	事業名	事業概要	担当課名						
						目標内容	横軸連携	実施時期	9月末時点での目標に対する実施状況	進捗	R6年度予定内容（改善内容）
1	相談支援	妊娠・出産期	まにわパパママクラスの開設	妊婦やそのパートナーが妊娠・出産・育児に必要な知識を助産師から学んだり、ほかのパパやママたちとの交流・友達づくりができる場を開催する。	健康推進課	令和5年度 1クール3回コース×3クール開催 R 5年7月以降出産予定の方及び妊娠届出時に案内。	健康推進課	5月～	1クール（3回）と現在 2クール目開催中。妊娠届出時や妊娠中にチラシを送付するなど機会を捉えて案内を行っている。	進行中	
2	相談支援	就学前～高校	発達育児支援センター事業	発達や発育、集団生活での適応など社会生活で困りを持つ方の相談に応じる。相談支援・通所支援・家族支援により、トータルライフ支援を行う。	福祉課	相談支援・通所支援・家族支援を柱に、地域に出向く巡回訪問・巡回相談や、園や学校との連携の強化、一人一人の発達段階に応じた個別療育の充実を図る。	教育委員会・子育て支援課・健康推進課・各振興局	4月～	・ライフステージ移行期である新1年生のモニタリングで、全小学校へ巡回訪問を実施。 ・教育委員会との連絡会を2回開催し、連携強化をすすめている。 ・園やサービス事業所、学童等に訪問し、個別の支援会議等を実施し、対応協議している。 ・発達段階に応じた個別の療育を毎週火曜日に実施。これまでにのべ45人（実8人）の利用がある。	進行中	・巡回支援専門員事業を活用した巡回支援の充実（今年度中に二人のCoが専門研修受講終了予定） ・地域に広げた家族支援（ペアレントトレーニング等）の実施（今年度研修受講中）
3	相談支援	妊娠・出産期～高校	子育てオンライン相談（LINE等）	妊娠・出産・子育てに関する相談をスマートフォンなどを使用し、LINEで相談を受ける。随時、子育ての情報を配信する。	健康推進課	LINE相談については随時回答するとともに、振興局保健師と連携を図る。又、月に数回程度、市の育児イベントや育児情報等について配信する。	健康推進課	4月～	9/20現在LINE相談242件。育児情報配信29件。妊娠届時や健診時、子育て広場等においてLINE登録を促している。迅速で的確な返信を心がけている。	進行中	
4	相談支援	就学前	愛育委員のこんにちは赤ちゃん訪問	絵本を通して親子のふれあうことを目的に愛育委員がブックスタートの本を持って赤ちゃん訪問を行う。	健康推進課	3～4か月ごろを目安に愛育委員が赤ちゃん訪問を行い、ブックスタートを勧める。	健康推進課・各振興局と連携	4月～	ブックスタートを希望する保護者へ愛育委員が直接絵本を渡し、愛育委員が地域の支援者としてPRもできている。 ※R5度からセカンドブックとして、乳児健診会場で絵本を渡している。	進行中	
5	相談支援	就学前	ママと赤ちゃんのおっぱい相談	助産師が自宅に訪問し、お母さんの母乳ケアや沐浴、授乳などの育児指導、お子さんの体重栄養チェック等を行う。産後1年未満で3回まで助成する。	健康推進課	助産師が自宅に訪問し、お母さんの母乳ケアや沐浴、授乳などの育児指導、お子さんの体重栄養チェック等を行う。産後1年未満で3回まで助成する。	健康推進課	4月～	R 5年度より産後ケア訪問型に再編。9/20現在延べ3件利用。退院直後の方などの利用が多い。9/1付けにて新たに訪問型の契約機関を1カ所契約。	進行中	
6	相談支援	妊娠・出産期～就学前	はぐくみセンター事業	妊娠や出産、子育てのさまざまな相談に応じ、必要なサービスを紹介する等、安心して妊娠や出産、育児ができるよう応援す	健康推進課	妊娠や出産、子育てのさまざまな相談に応じ、必要なサービスを紹介する等、安心して妊娠や出産、育児ができるよう応援する。	健康推進課	4月～	母子保健コーディネーター1名増員し2名体制にて対応。	進行中	
7	相談支援	就学前～高校	真庭こども応援事業（家庭教育支援）	真庭市家庭教育支援チームを設置し、身近なエピソードや資料等をもとに参加者同士が交流しながら学ぶ機会を提供している	生涯学習課	「おしゃべり広場ふらっと」を中央図書館とくせ活き生きサロンで毎月開催 市内園小中学校の入学説明会や参観日、子育て支援団体等に親学習の機会を提供する	健康推進課学校教育課と連携有	4月～	「おしゃべり広場」を中央図書館とくせ活き生きサロンで毎月開催して来たが、中央図書館については、ニーズが少ないと判断し8月中止。10月から中央図書館の代わりに別の場所で開催予定。くせ活き生きサロンは継続。	進行中	参加者が増える工夫をする。
8	相談支援	就学前	赤ちゃん訪問（保健師・助産師	保健師・助産師が生後4か月までの乳児（未熟児含む）のいる家庭を訪問し、母子の健康状態の確認と子育て支援に関する情報提供等を行う。	健康推進課	4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が全戸訪問する。	健康推進課・各振興局と連携	4月～	伴走型支援と合わせて乳児のいる家庭へ訪問。里帰り中の家庭へは電話等で相談しながら訪問をすすめている。	進行中	
9	相談支援	就学前～小・中学校	愛育委員による親子交流事業	就学前のお子さんと保護者を対象に愛育サロンを久世地域で開催。 乳児と母親を対象にベビーマッサージを北房、落合地域で開催。 つどいの広場の集まりに合わせて親子の交流事業を勝山地域で開催。	健康推進課	愛育委員が各地域で子育て支援ができるよう、つどいの広場や各振興局の保健師と連携を取りながら行う。	各振興局やつどいの広場のスタッフと連携	4月～	つどいの広場や愛育サロンで親子が交流できる内容の行事やベビーマッサージなどを企画・取組を行っている。	進行中	

NO	施策区分	ステージ	事業名	事業概要	担当課名						
						目標内容	横軸連携	実施時期	9月末時点での目標に対する実施状況	進捗	R6年度予定内容（改善内容）
10	相談支援	就学前～高校	栄養委員による食育教室	子育てサロン等の集いの場、こども園、保育園、幼稚園の保育施設および小学生が集いの場等において、栄養委員が中心となり「食の体験活動（食育活動）」を通じて、健全な食生活の実現につなげるもの。	健康推進課	就学前から食育推進ボランティア（栄養委員）による食育体験ができるよう、保育施設や学校等と連携した取組を行う。	園、小中学校、高校等との連携	4月～	栄養委員が中心となり保育施設やこどもの交流の場において食育体験の取組を積極的に行っている。また、小学校・中学校・高校や他団体と連携した食育教室の取組も行っている。	進行中	
11	相談支援		ひとり親家庭就労相談支援	ひとり親家庭に対しハローワークと協働し条件に合う就労支援を行う。	子育て支援課	・児童扶養手当の現況届提出時期にあわせ、真庭市にハローワークが出張し相談窓口を設置する。 ・年間通して相談対応を行う。	全振興局と連携有り	4月～	8月児童扶養手当現況届時に相談窓口を設置し個別相談を行った。 随時相談対応している	進行中	
12	相談支援	就学前	育児相談	乳児、幼児の発育を確認するとともに、育児についての正しい理解を深め、母子の健康の保持増進を図る。	健康推進課	市内8箇所です約2か月に1回育児相談を実施 保健師、助産師、栄養士、看護師等で子育て・栄養相談、身体計測を行う。	健康推進課・各振興局、つどいの広場と連携	4月～	市内8箇所です18回実施済み	進行中	
1	出産・育児・生活支援	就学前～高校	医療的ケア児訪問看護レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減、休息時間の確保などを目的に医療保険適用を超える訪問看護を受けた場合にその費用の一部を助成する。	福祉課	医療保険の適用を超える訪問看護療養費30分当たり3,500円（上限）を補助 月4時間年間48時間を上限とする。	健康推進課・子育て支援課・各振興局	4月～	利用1名 5月～8月 10日13時間の利用	進行中	事業継続
2	出産・育児・生活支援	妊娠・出産期～就学前	はぐくみサポーター派遣事業	妊娠期から出産後の体力が回復するまでの間（母子手帳交付から産後1年未満）、はぐくみサポーターによる家事支援・育児支援が1時間につき500円の自己負担で1人30回受けられる。今年度、サポーター養成講座も開催。	健康推進課	妊娠期から出産後の体力が回復するまでの間（親子手帳交付から産後1年未満）、はぐくみサポーターによる家事支援・育児支援が1時間につき500円の自己負担で30回受けられる。今年度、サポーター養成講座（1回目8／31・2回目9／12）開催。7月広報誌に受講者募集記事掲載。	健康推進課	4月～	9/20現在延べ67件利用。今後も利用希望が見込まれる。サポーター養成講座は16名受講。現在サポーター登録申請書提出待ち。	進行中	
3	出産・育児・生活支援	妊娠・出産期～就学前	産後ケア事業	産後1年未満のお母さんとお子さんが、で医療機関や助産院等に宿泊または日帰り利用することにより、お母さんとお子さんのケアや授乳指導、育児相談が受けられる。12回までは助成が受けられる。	健康推進課	産後1年未満のお母さんとお子さんが、医療機関や助産院等に宿泊または日帰り利用することにより、お母さんとお子さんのケアや授乳指導、育児相談等が受けられる。生後1年未満に宿泊・日帰りを合わせて12回まで利用可能。	健康推進課	4月～	8/31現在 産後ケア宿泊型延べ1件、産後ケア日帰り型ロング延べ25件、産後ケア日帰り型ショート延べ18件。9/1付けにて新たに日帰り型の契約機関を2カ所契約。	進行中	
4	出産・育児・生活支援	妊娠・出産期～就学前	妊産婦ケア事業（産婦健診）	産後の体調や育児の状況を確認するため、産後8週間以内に委託医療機関で、2回受けることができる。	健康推進課	産後8週以内にの母の体調や育児の状況を確認し、安心して親子ともに健やかに過ごすことができる。医療機関が必要時治療や支援につなぐ。	健康推進課	4月～	委託していない助産院等に受診した場合、償還支払で対応している。	進行中	
5	出産・育児・生活支援	就学前	乳幼児健診	乳幼児の病気の早期発見と予防、及び健康の保持増進のため医師、歯科医師、歯科衛生士、臨床心理士、保健師、栄養士、看護師等が連携して健診を行う。	健康推進課	3～4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を年66回実施する。 身体計測、保健相談、内科・歯科診察、ブラッシング指導、心理相談、尿検査、栄養相談、目の屈折検査等を行う。	専門の他職種、各振興局、愛育委員と連携有	4月～	現在32回実施、1回大雨警報のため中止とし、対象児は保護者と相談し翌月以降の来場できる回に参加とした。	進行中	
6	出産・育児・生活支援	就学前	離乳食教室	保護者の困りや不安感の解消、生活リズム、食習慣及び間食等について、管理栄養士・栄養士が中心となり、こどもの成長や発達状況に応じた支援を行うもの。	健康推進課	年10回開催予定。 こどもを対象に食に関する体験ができるような内容とする。引き続き保護者の困りや不安感の解消につながる内容とする。	各振興局と連携有	4月～	9/20現在5回開催。初期コースと中期・後期コースの2コースで開催し離乳食の進み具合に応じて受講できる。デモンストレーションと試食を実施。個別でも相談しやすい雰囲気や参加者同士の情報交換の場としての開催を心がけている。	進行中	

NO	施策区分	ステージ	事業名	事業概要	担当課名						
						目標内容	横軸連携	実施時期	9月末時点での目標に対する実施状況	進捗	R6年度予定内容（改善内容）
7	出産・育児・生活支援	就学前	新生児聴覚検査	生後1年未満の乳児に対し、医療機関委託で新生児聴覚検査を実施する。費用の一部助成。	健康推進課	岡山県内の産科医療機関及び県外の契約医療機関で出生後に検査を実施する。県外で出生された子どもさんへも受診を促す。	医療機関と連携	4月～	医療機関にて実施。母子保健ガイドの発行時に説明を行っている。	進行中	
8	出産・育児・生活支援	妊娠・出産期	妊婦・パートナー歯科健診	妊婦及びパートナーに対し、市内歯科医院委託で歯科健康診査を実施する。	健康推進課	市内歯科医院へ委託。歯科医院で歯科健診、歯科保健指導、リーフレットを用いて歯科疾患がもたらす子どもへの影響を説明する。	歯科医療機関と連携	4月～	市内歯科医院へ委託し、歯科健診を実施している。	進行中	
1	経済的支援	妊娠・出産期～就学前	出産・子育て応援はぐくみ給付金事業	妊娠時と出産時に応援金を給付し、経済的負担を軽減する事業。	健康推進課	伴走型相談支援との一体的な実施により、必要に応じた支援に繋いでいく。	振興局	4月～	伴走型相談支援と一体的に実施中。	進行中	
2	経済的支援	就学前～小・中学校	園・小中学校等の給食費への助成事業	給食材料費の仕入れ価格の高騰の影響により学校給食費を値上げする状況にあり、保護者の急激な経済的負担を押さえるため、学校給食費を据え置くとともに学校給食の質を維持するため、市費による食材費高騰分の補填をする。	教育総務課学校給食推進室	食材費の実質高騰分1食当たり20円分の補填による適正な栄養価の給食の維持を図る。		4月～	賄い材料費への充当のため随時実施している。	進行中	令和5年度のみの実施のため予定なし
3	経済的支援	妊娠・出産期	低所得妊婦初回産科受診料助成事業	低所得家庭の妊婦に対して、妊娠の診断を受けるために医療機関を受診する際の初回費用を助成し、経済的負担を軽減する事業。	健康推進課	新規事業	振興局	4月～	制度は整備済み。利用者は現在なし。	進行中	
4	経済的支援	就学前～高校	こども医療費無償化	幼児・児童生徒医療費給付事業（中学3年生までの医療費無償化）をこども医療費給付事業とし、令和5年6月診療分から対象年齢を高校生世代（満18歳）までに拡大	市民課	医療費無償化の対象年齢を高校生世代まで拡充 6月診療分から、保険診療にかかる医療費無償化の対象年齢を高校生世代まで拡大する。5月15日時点で、現制度継続者及び拡大対象の高校生世代5,599人に受給資格者証を郵送した。		6月～	医療費無償化の対象年齢を高校生世代まで拡充 6月診療分から、保険診療にかかる医療費無償化の対象年齢を高校生世代まで拡大した。	完了	引き続き高校生世代までの医療費を無償化。
5	経済的支援	妊娠・出産期	不妊・不育治療支援事業	不妊症・不育症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費の助成を行い、経済的負担を軽減する事業。	健康推進課	上限額を設定した上で全ての不妊治療に拡大	振興局	4月～	不育助成は利用なし。不妊助成については17件助成実績あり。	進行中	
6	経済的支援	妊娠・出産期	若年がん患者妊孕性温存治療支援事業	生殖機能に影響するおそれのある治療を受けるがん患者に対して、治療費（妊孕性温存治療）の助成を行い、経済的負担を軽減する事業。	健康推進課		振興局	4月～	制度は整備済み。利用者は現在なし。	進行中	
7	経済的支援	就学前	保育料の減免・無償化（第3子以上）	ひとり親世帯などに該当する場合や第3子以降については保育料の減免や無償化を行う。	子育て支援課	申請のあった該当世帯へ減免等を行う。		4月～	該当世帯への減免・無償化を行っている。	進行中	引き続き申請のあった該当世帯へ減免等を行う。
8	経済的支援	高校	市内就職者等への奨学金（看護人材）	真庭高校看護科・専攻科の学生のうち、将来、真庭市内の医療機関に就職を希望する者に対して、奨学金を支給する事業。	健康推進課	奨学金支給を希望する学生を募集する。	無	4月～	2件受給決定。	進行中	引き続き申請のあった学生へ奨学金を支給する。
9	経済的支援	高校	市内就職者等への奨学金（Uターンする若者）	奨学金利用で市内就職等を行った者に借入額の最大2分の1を限度に奨学金返還免除を行う。	教育総務課	より多くの奨学金利用者へこの制度の周知を図るため、返還金納付書を送付する際にPRをする。		4月～	今年度すでに7人の返還免除利用があり、Uターンしている。	進行中	更に拡大していく
1	子育て環境整備	就学前	園児のおむつスッキリ事業	園児が園内で使用したおむつを園で処分することで保護者の利便性を向上する。	子育て支援課	園の規模に合わせたオムツ回収ボックスを整備する	環境課	4月～	各園に回収ボックスを整備済み	完了	
2	子育て環境整備	就学前	幼児教育施設マネジメント基本方針の策定	幼児教育施設の状況を把握し、総合的・長期的に整備管理運営の適正化を図り、中長期的に計画的な整備を行うための基本方針を作成する	子育て支援課	建物の活用状況や老朽化状況を把握し、整備にかかる基本的な方針を検討する。その方針によって改修等の整備水準を定め、マネジメント計画を策定する	財政課・建築営繕課	4月～	各園を調査中	進行中	幼児教育施設マネジメント計画を策定する

NO	施策区分	ステージ	事業名	事業概要	担当課名						
						目標内容	横軸連携	実施時期	9月末時点での目標に対する実施状況	進捗	R6年度予定内容（改善内容）
3	子育て環境整備	小・中学校	小中学校等のICT化推進事業	小中学校から家庭への通知文書類をアプリを介した双方向の連絡ツールに移換する。	教育総務課	9月の本格稼働を目指し、7～8月に学校での試験稼働と研修を行い、合わせて保護者へのPRを夏休み中に行う。		9月～	9月1日から本格稼働し、保護者 9 8 %が登録し、全小中学校で活用している。	完了	さらに情報発信につとめる。
4	子育て環境整備	高校	学習交流センター整備事業	豊かな景観などを生かし、真庭市の観光産業、サステナブルで豊かな暮らしの全国への発信役を担う蒜山地域において、交流人口及び関係人口と、子どもたちを含めた地域住民との交流等を可能にする、滞在可能な学びと交流の拠点を整備し、もって持続可能な中山間地域づくりを進めてい	教育総務課	・用地測量及び地質調査 ・基本・実施設計	教育魅力化PTでの連携	4月～	用地測量及び地質調査は完了。基本設計を実施中。	進行中	建設工事を行い、令和7年3月竣工を目指す。
5	子育て環境整備	就学前	民間認定こども園の開設支援	久世地域に新たに整備を予定している民間認定こども園について、国の補助制度を活用して整備費を補助する。	子育て支援課	民間認定こども園へ、国・市から整備費を補助する。		4月～	国へ交付金申請書を提出済	進行中	R5年度内に開設準備にかかる経費について、子ども子育て支援交付金を活用した補助金を交付する。
6	子育て環境整備	就学前～高校	こどもの居場所づくり事業	遊び場づくりモデル事業 子どもの遊び場をつくるとともに、遊びに関わることで、世代を超えた大人のネットワークを育む	生涯学習課	講演会や座談会、遊び場MAPづくり、モデルプレーパークの開催等を通じ、こどもの居場所をつくるとともに、子どもの自主的な遊びを見守るという視点を持った大人を増やす	子育て支援課、教育総務課	6月～	北町公園で「遊びの日」開催7/23 中和地区で川遊びなどを実施8/9、8/13 余野地区で「よのdeあそび」を1回開催9/2 遊びに関する職員研修会を開催9/7	進行中	こどもの遊びの機会を増やす。 プレーワークの視点を持つ大人を増やす。 職員勉強会を開催する。
7	子育て環境整備	就学前～高校	安心して遊べる場の整備促進	公民協働によるポケットパーク整備、河川公園整備	都市住宅課	勝山地内等へのポケットパークの整備、久世勝山湯原地内の河川公園の充実	都市住宅課・建設課・勝山振興局・湯原振興局との連携	5月～	5月からHPIにてポケットパーク整備の要望受付開始。 8月24日付けで1件要望書の提出あり。現在、整備に向け要望団体と協議中。 河川公園は整備内容検討中。	進行中	同事業を継続。
8	子育て環境整備		子育て世帯や市内企業の実態調査分析事業	子育て世帯の家計消費動向や公的支援状況、さらには市内企業の労働環境の実態などについて調査を行い、労働環境や労働条件の改善、効果的な子育て支援策の検討に役立てます。	産業政策課	子育て世帯及び企業へのアンケート調査や基礎データの分析により効果的な施策を立案する。	子育て支援課と連携	7月～	業務委託契約し事業者とアンケート内容の調整中、調整が済み次第配布予定	進行中	調査分析業務は今年年度で終了する。 結果を受けて新規事業を検討する。
9	子育て環境整備	就学前～高校	市営住宅入居時の多子世帯優遇制度の創設	子育て中の多子世帯（18歳未満の子を3人以上扶養する者）等市営住宅の入居に関して配慮が必要な方を優先的に市営住宅に入居	都市住宅課	多子世帯等が市営住宅入居申込みをした場合、その公開抽選に当たり、抽選回数を優遇する。	都市住宅課・各振興局と連携	4月～	多子世帯を優遇した定期募集をこれまで3回実施（入居決定した多子世帯1件）。	進行中	同募集を継続。
10	子育て環境整備	妊娠・出産期～就学前	企業への普及啓発事業の展開（おかやま子育て支援企業制度普及拡大）	従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を宣言する「おかやま子育て応援宣言企業」の普及啓発を行い、市内の企業や団体等が、子育てを応援する機運を醸成します。	産業政策課	商工会を通じて事業のPRチラシ、登録申請書を配布して登録を促す。	商工会と連携	6月～	岡山県からパンフレットを取り寄せ、配布を商工会に依頼。商工会の配布物に合わせて配布予定	進行中	予定無し。
11	子育て環境整備		保育人材の確保促進事業	保育士養成学校（大学）との連携強化、（連携協定など）により、リクルート活動、実習受入れ、給付金制度の創設等を通じた保育士人材の育成・確保につなげ、より良い保育環境を整えます。	子育て支援課	保育の質の向上を図るため、大学等との包括連携協定の締結、保育士定着のための給付制度の創設に早急に取り組む。 リクルート活動：5月中に13校訪問予定（5月19日まで 8校訪問）	総務課・こども園等	5月	9月1日美作学園との連携協定を締結。保育職等の専門職確保にかかる取り組みを予定。 リクルート活動：5月26日までに13校訪問。 県内で連携協定を締結した4校に学生アンケートを実施。回答数50件。	進行中	学生アンケートを参考に保育職支援制度を創設、R6から実施予定。 保育職養成課程のある学校にて就職相談会を開催し、現場の様子や支援制度について学生にPRする。
12	子育て環境整備	就学前	頑張る保育士応援事業	奨学金を用いて保育士等の資格を取得し、真庭市内に就職した方へ、奨学金返済額の1/2（上限は年12万円）の補助を行う。	子育て支援課	正規職員や認可外保育施設の勤務者も対象に含める。		4月～	事業説明会を2回開催した。正規職員含む申請者26名に対し交付決定通知を送付した。	進行中	現在勤務している保育従事者は勿論、将来真庭市で保育士等として働くことを検討している人に、より一層周知し、保育人材の確保に努める。
13	子育て環境整備	妊娠・出産期～就学前	つどいの広場の運営	就学前の乳幼児と保護者が気軽に集い、交流しあえる場所の提供。	子育て支援課	北房、落合、久世、勝山、湯原、蒜山で開催	各振興局	4月	8月末までの利用者数 延べ7,217人。	進行中	直営施設の各つどいの広場スタッフの負担軽減、利用者の利便性の向上について検討中。

NO	施策区分	ステージ	事業名	事業概要	担当課名						
						目標内容	横軸連携	実施時期	9月末時点での目標に対する実施状況	進捗	R6年度予定内容（改善内容）
14	子育て環境整備	小・中学校	放課後児童クラブの整備	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図るための委託事業。16クラブを運営	子育て支援課	川上小学校の大規模改修と併せて、小学校敷地内の施設を改修し、川上児童クラブの施設を整備する。	教育総務課	6月～	改修工事の施工中。2月末までに、整備が完了する見込み。	進行中	市内のクラブについて、学校敷地内又は隣接地で活動場所が確保できるよう、他のクラブの移転についても検討していく。
15	子育て環境整備	就学前	こども園等のICT化推進事業	公立こども園職員の業務負担の軽減を図り、保育業務に専念できる環境を構築し、保育の質の向上を図るとともに、保護者の利便性を向上させるための保育業務支援システムを導入する。	子育て支援課	北房、天の川、勝山、八束、川上の各こども園に導入する。	総合政策課情報担当	4月～	保護者へアプリをインストールしてもらう案内を送付済み。予定通り10月からの運用に向けて準備中。	進行中	運用を開始し、アプリの活用習熟度を上げていく。
16	子育て環境整備	小・中学校	真庭こども応援事業（地域学校協働本部）	「学校を核とした地域づくり」を目的に学校と地域が連携協働する地域学校協働活動を実施する	生涯学習課	地域学校協働本部を市内全域で立ち上げ、各本部に推進員を配置する	学校教育課、各振興局	4月～	市内26校中25校は推進員を設置している。各本部とも活動をスタートしている。	進行中	市内全校で完了させる。運営体制の整備を行う。
17	子育て環境整備	就学前～小・中学校	病児保育事業	お子さんが病気のととき、保護者が仕事等の都合で家庭での保育が困難な際に一時的に預かり保育する事業。2ヶ所に委託し、運	子育て支援課	2か所運営委託。令和4年度末に増設したため、周知啓発に努める。	全振興局と連携あり	4月～	4月～8月の利用数は2か所でのべ102件。ほか市外居住者の利用が2件。4月～8月の新規登録者は78人。	進行中	
18	子育て環境整備	就学前～小・中学校	図書館の子育て支援コーナーの充実	・子育て支援コーナーの充実 ・児童書等の充実	生涯学習課 図書館振興室	・乳幼児向けのお話会毎週(火曜)開催 ・児童書等を例年より多く購入する		4月～	・おはなしとしまかん毎週開催している。 ・児童書8月末1,588冊、2,962,125円	進行中	
19	子育て環境整備	就学前	森の日普及推進事業	真庭市立保育園を対象に、3か年計画で「森の日」を導入する。まずは、津黒いきものふれあいの里にて自然保育(木育)の機会を提供（3年目）	交流定住推進課	5/21、6/11、8/27、10/15、2/11実施	蒜山振興局	5月～	3回実施	進行中	継続予定
20	子育て環境整備	小・中学校	山村留学モデル事業	短期山村留学：1泊2日「まにわ里山キャンプ」余野地区、2泊3日「蒜山こども源流キャンプ」中和地区 中期山村留学：1週間「蒜山こども源流ステイ」中和地区	交流定住推進課	短期山村留学：1泊2日「まにわ里山キャンプ」余野地区、2泊3日「蒜山こども源流キャンプ」中和地区 中期山村留学：1週間「蒜山こども源流ステイ」中和地区	蒜山振興局	8月～	全実施済み	進行中	継続予定
21	子育て環境整備	妊娠・出産期～小・中学校	ももっこカード協賛店の普及拡大（県事業推進）	子育て家庭の方が「ももっこカード」を協賛店舗で提示すると、割引やポイント割増等店舗独自のサービスを受けることができ	子育て支援課	親子健康手帳交付時にももっこカードの交付も合わせて行う。県と連携し協賛店の拡大に努める。	全振興局と連携有り	4月～	県と連携し協賛店の拡大に努めている。岡山県がR6.1～ももっこカードをアプリ化。	進行中	
22	子育て環境整備	小・中学校～高校	いのちふれあい事業	中・高校生を対象にした、命の大切さを学ぶためのふれあい体験学習。各地域それぞれの方法で愛育委員と中・高校、健康推進課が連携して事業を行っている。	健康推進課	地域の愛育委員と一緒に中・高生が、講話を聞いて命の大切さを学んだり、妊婦体験や育児体験を行う。	中・高校と愛育委員、健康推進課との連携	4月～	市内全地域にて開催。勝山中学校と蒜山中学校での開催にあたり検討中。	進行中	
23	子育て環境整備	高校	HPV予防接種費用の助成	平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子を対象に、HPVワクチンの接種機会を逃した方へ費用の助成を行う。	健康推進課	対象者に接種勧奨通知を送り、予防接種を受けた方へ助成を行う。	医療機関と連携	4月～	4月に対象者のうち未接種者に対して接種勧奨通知を送付。7月末までの接種者は82人。HPに、新たに導入された9価のワクチン接種や県外接種といった内容を追加した。	進行中	対象者に対してより一層周知を行い、接種率向上を目指す。
24	子育て環境整備	就学前	事業所内保育所推進事業	第3子児童の保育料を無償化する事業所内保育所へ補助する。	子育て支援課	申請のあった市内の事業所内保育所へ補助金を交付する。		4月～	申請があった3施設へ交付決定通知を送付した。	進行中	引き続き市内の事業所内保育所へ制度周知を行い、申請のあった事業所へ補助金を交付する。
25	子育て環境整備	就学前	企業内保育所推進事業（事業所内保育所等推進事業）	企業が設置する保育所等に地域枠を設けて設置企業従業員以外の乳幼児を受入れている企業所内保育所に対する補助を行う（1人月額5千円）	産業政策課	設置企業従業員以外の乳幼児を受入れている企業所内保育所に対し、1人月額5千円の補助を行う。	子育て支援課と連携	4月～	4月に交付申請を受け付け交付決定。年度末に実績報告を受けて額を確定し補助金を交付予定	進行中	同様の内容で実施予定
26	子育て環境整備		就業環境向上ステップアップ サポート事業	子育てをしながらでも安心して働けるよう、事業所に対し啓発活動や環境整備を支援する。	産業政策課	市内企業への啓発及び研修会の開催を支援する。	企業と連携	4月～	支援対象事業者を募集しているが現在のところ申請はない。	進行中	周知方法等、事業の実施方法を検討して継続する。
27	子育て環境整備	小・中学校～高校	教育魅力化推進事業	郷育魅力化コーディネータを配置し、地域の活動を学校での生きた学びに活かしていく。これまでの総合学習、探究学習での地域講師との調整や授業サポートに取組ながら、学校・園・家庭・地域までを包括した伴走支援体制を構築する。	教育総務課	郷育魅力化CDを活用した地域へのアウトリーチにより、学校、家庭、地域をつなぐ伴走支援を実施する。	教育魅力化PTでの連携	4月～	小中学校（児童・生徒）に対しては、コミュニティスクールや地域学校協働活動をはじめ教員研修や不登校支援など幅広い分野について、また高校に対しては教育課程の編成や探究活動への伴走支援をスタートさせている。	進行中	伴走支援を必要とする業務はほぼすべてが時間を要するものであり、今後も有為なコーディネーター人材の発掘と増員により推進体制を強化していく。

NO	施策区分	ステージ	事業名	事業概要	担当課名						
						目標内容	横軸連携	実施時期	9月末時点での目標に対する実施状況	進捗	R6年度予定内容（改善内容）
28	子育て環境整備	高校	高校魅力化推進事業	市内高校の定員割れが進んでおり、高校の再々編の危機に直面している。真庭の資源を活用し、高校における探究授業への支援や郷育、キャリア教育を通して小中学校との連続した学びの環境に取り組み、中学生に選ばれる高校づくりの取組を行う。	教育総務課	・真庭高校：マイスターハイスクール事業を通じた事業者連携プログラムの実施。 ・勝山高校蒜山校地：学習交流センターの設計と地域との交流プログラムの構築。 ・市内3校地：市内小中学校との連携事業の構築。	教育魅力化PTでの連携	4月～	・マイスター・ハイスクール合同会議等におけるカリキュラム構成の検討と、CEO等による連携のチャンネルづくりを実施中。 ・設計及び交流プログラム構築に向け地域・学校と協議中 ・中学生による探究授業の見学（勝山高）や、小学校の花壇整備（真庭高）が行われた。	進行中	・マイスター・ハイスクール事業の後継と位置づけ、地域連携や地域資源を活用した教育への支援を実施する。 ・建築工事と、交流プログラムの試行を実施する。 ・小中学生が地元高校への理解を深め、将来的な進路選択に寄与する取組を支援する。
29	子育て環境整備	小・中学校	真庭こども応援事業（放課後こども教室）	主に長期休業中における体験・交流活動を地域の実情に応じて実施する	生涯学習課	北房・落合・美甘・湯原・蒜山で実施（久世・勝山は公民館講座で実施）	各振興局	長期休業中	夏期に3日～5日の教室を全地区で開催した。	進行中	R6年度も継続して開催する。
30	子育て環境整備	就学前	こども園等の整備促進	老朽化しているこども園等を保育ニーズも考慮し、再編整備を行う。	子育て支援課	市内園の老朽化等の状況を把握し、今後の方向性を検討していく。		4月～	老朽化している市内の2園を再編し、新しい園を1園建設する計画を公表した。	進行中	新しい園の建設用地を具体的に検討する。
31	子育て環境整備		高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭に対し、就職に有利かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、経済的自立を図る事業。	子育て支援課	児童扶養手当現況届の際などに、資格取得の意向がある方に対し、当該事業について周知する。	全振興局と連携	4月～	現状では資格取得希望者はいない状況。	進行中	
32	子育て環境整備	就学前～高校	子育て短期支援事業	保護者の疾病、出産、育児疲れ、冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭で養育することが難しくなった場合に、7日間を限度として児童養護施設で児童の預かりを行う。	子育て支援課	津山市内の2施設に委託。振興局保健師やはぐくみセンターなど関係機関と連携し、支援が必要な家庭に情報を届ける。	全振興局と連携	4月～	4～8月の利用は2件。委託先2か所とも利用。9月は利用の間合せがあったが施設の空きがなかったため利用にはつながらなかった。引き続き保健師との情報共有を行っている。	進行中	引き続き事業を継続する。
33	子育て環境整備	小・中学校	学校給食地産地消推進事業	地元食材を学校給食で提供することを通じ、郷育を推進するとともに地元食材の生産者の振興を図り、安全安心な学校給食の安定供給を目指す。	教育総務課学校給食推進室	真庭食材の日を年5回開催。 真庭特産品プラスワンの日を年6回開催。	農業振興課と連携有	4月～	7月、10月、11月、12月、1月で献立中 6月ヨーグルト、9月ピオーネジュレ、10月クリームサンド、ピオーネ、蒜山蜂蜜	進行中	引き続き、児童生徒に真庭食材を学ぶ機会として生産者などの講演なども含め拡充していく。
34	子育て環境整備	就学前	一時保育サービス事業	保護者の疾病や出産、看護等の理由により一時的に保育をすることが困難な方に、保育園等で一時的な保育を提供する。	子育て支援課	前年度から引き続き、市内各園での預かりを行う。	こども園等	4月～	4月～8月で市内利用者が延べ163人、市外利用者が延べ17人となっている。	進行中	引き続き市内各園での預かりを行う。
35	子育て環境整備	高校	奨学金借入者への企業情報提供	奨学金借入者のうちUターン減免対象者への市内企業紹介とUターン減免のPRを行うことで若者の定住と奨学金滞納のリスク軽減に取り組む。	教育総務課	奨学金借入者にUターン減免情報とともに真庭企業ガイドを配布する。	産業政策課との連携有	4月～	つやま企業ガイドと真庭企業ガイドを借入れ学生に送付（10月）	未着手	引き続き、情報提供を行う。真庭企業ガイドは冊子で2年ごとに発行されるためWEB版作成を要望予定
9	相談支援	就学前	愛育委員による親子交流事業	乳幼児と保護者を対象に愛育委員・栄養委員が研修会を開催したり、サロンを行い、親子と地域との交流を行う。	湯原振興局	親子クラブ・愛育委員・栄養委員が年に1回計画して実施している。 愛育委員・栄養委員が夏休み中にサロンを開催。		4月～	親子クラブ・愛育委員・栄養委員の合同で運動教室を開催。 愛育委員・栄養委員が各地域でサロンを開催。	完了	親子クラブ・愛育委員・食育推進ボランティアで計画。 愛育委員・食育推進ボランティアで夏期に各地域でサロンを開催。
10	相談支援	就学前～小・中学校	栄養委員による食育教室	栄養委員が中心となり「食の体験活動（食育活動）」を通じて、健全な食生活の実現につなげるもの。	湯原振興局	親子クッキングを夏休みに計画している。 つどいの広場で年2回 手作りオヤツの提供。		4月～	親子クッキングを夏休みに実施。 つどいの広場での手作りオヤツの提供は冬に実施予定。	進行中	親子クッキングを夏休みに計画。 つどいの広場で年2回 手作りオヤツの提供。
13	子育て環境整備	就学前	つどいの広場の運営	就学前の乳幼児と保護者が気軽に集い、交流しあえる場所の提供。	湯原振興局	月・水・金/週(9：00～16：00) 毎月「遊びの日」「絵本の日」「つどいの日（育児相談）」を開催し、保護者同士の交流を図っている。	子育て支援課と連携	4月～	月・水・金/週(9：00～16：00) 毎月「遊びの日」「絵本の日」「つどいの日（育児相談）」を開催し、保護者同士の交流を図っている。	進行中	月・水・金/週(9：00～16：00) 毎月「遊びの日」「絵本の日」「つどいの日（育児相談）」を開催し、保護者同士の交流を図る。
新規	相談支援	就学前	おひさまルーム「ひなたぼっこ」	保護者のお迎えの時間帯に合わせて美甘こども園に保健師が外向き、保護者の相談に応じるもの。	美甘振興局	毎月第四金曜日に、美甘こども園の保護者のお迎え時間帯に合わせ、保健師による子育て相談を行う。保護者が抱える子育ての困りだけでなく共に成長を喜べるよう、また、保護者自身の健康状態にも配慮しながら行う。	美甘こども園と美甘振興局	6月～			

ステージ	担当課名	目的	事業名（仮）	事業概要	事業効果
	都市住宅課	子育て世帯向けに良好な住環境を整備する。	市営住宅リノベーション事業	市営立誠住宅の空き住戸（1戸）を子育て世帯に配慮した仕様・間取りに改修する。	手頃で「住みたくなる」住宅へと改修することで、子育て世帯の支援及び、若者の定住、地域のコミュニティの形成が促進される。
就学前～高校	健康推進課 子育て支援課	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な相談支援	こども家庭センター	改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健－健康推進課）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉－子育て支援課）の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行う。	母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、相談支援体制の強化が図れる。
就学前～高校	子育て支援課	市内保育環境の整備	保育職確保のための支援制度	新たに真庭市内で保育職として働く方へ支援（補助金を想定）を行う。	・真庭市内への就職促進 ・保育職の確保
就学前～高校	子育て支援課	市内保育環境の整備	こども園等のICT化推進事業	園にWi-Fi環境、iPad等を整備し、保育業務支援システム（コドモン）を導入する。	公立こども園職員の業務負担の軽減を図り、保育業務に専念できる環境を構築し、保育の質の向上を図るとともに、保護者の利便性を向上させる。
就学前～高校	子育て支援課	市内保育環境の整備	民間認定こども園及びサロン事業	施設型給付により教育・保育を提供するための経費を給付。（扶助費） 一時預かり及び地域子育て支援事業の運営費に対し子ども子育て支援交付金による補助金を給付。（補助金）	幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上。R6年度新設の民間こども園への給付及び補助を想定。
	子育て支援課	こども・子育て情報を必要な人に伝えやすくするための仕組みづくり	こども・子育て情報発信事業	・真庭市が実施する施策及びこども・子育て情報を集約しタイムリーに発信する。 ・こどもICTネットワークをより伝わりやすく探しやすいホームページに改修 ・SNSによるプッシュ型情報発信	・こども・子育て情報を必要とする方への利便性の向上 ・市が実施する事業の認知度の向上及び利用者拡大
	子育て支援課 くらし安全課	こども・子育てを応援する社会的機運を醸成	自治体こども計画策定（努力義務）	こども施策に関する基本的な方針、重要事項、子ども施策に推進に必要な基本方針「こども大綱」（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が一元化）を勘案し、こども基本法第10条により市町村こども計画を定める。 ①次世代育成支援行動計画 未作成（子育て支援課） ②子ども・若者育成支援計画 未作成（くらし安全課） ③子どもの貧困対策計画 未作成（子育て支援課） ④子ども・子育て支援事業計画（子育て支援課）	大綱の一本化により、これまで以上に一体的にこども施策を進めていく。

概算御見積書

見積書番号

令和5年9月21日

No. FN-OS-MN-20230921-001

提出先: 真庭市 子育て支援課 御中

名称:	真庭市公式ホームページ 特別サブサイト こどもICTネットワーク トップページ変更関連作業費	
金額:	¥440,000	(税込)

福泉株式会社ネットクルー事業部
〒790-0031
愛媛県松山市雄郡1-1-32
Tel (089)921-3132
見積担当: 濱 天使
見積有効期限 発行日から6ヵ月有効

No	項目	数量	単位	単価	金額	備考
1	トップページ変更関連費用					
1	デザイン作成費	0.5	人・日	¥40,000	¥20,000	作業想定については下部「見積条件」に記載しております。
2	ローディング費	4	人・日	¥40,000	¥160,000	作業想定については下部「見積条件」に記載しております。※1
3	メイングラフィックスライド制作費	1	式	¥100,000	¥100,000	メイングラフィックは、JavaScriptによるスライドショーを想定しております。トップページ1箇所の想定です。
2	その他関連費用					
1	プロジェクト全体管理費	1	式	¥40,000	¥40,000	打ち合わせドキュメント作成費用を含む
2	打合せ参加費(全体で2回程度を想定)	2	人・日	¥40,000	¥80,000	打合せはWeb会議にてディレクタ1名が参加する場合の費用です。
	小計				¥400,000	
	消費税	10	%		¥40,000	
	合計				¥440,000	

【備考】

※ 消費税について現時点では10%を想定しておりますが、変動のあった場合には、応分の金額を追加させていただきますのでご了承ください。

※ 変更後の表示は以下をイメージしております。

■トップページのレイアウト変更(案)について

現行ホームページ

変更後

1. 「子育ての情報をさがす」をメイングラフィックの下に移動

2. 新着情報のサムネイルを表示せず、一覧とRSSのアイコンのみ表示 (※1)

3. 休日当番医を新着情報等を掲載する場所にまとめて配置 (※1)

4. イベントカレンダーと公式SNSのアイコンを設置 (※1)

(みはら子育てネット参照)

5. 公式ホームページと同様に、記事ページにSNSボタンを設置 (※2)

新着情報

新着情報一覧

新着情報RSS

休日当番医

イベントカレンダー

真庭市公式SNS

※1

変更後の新着情報のエリア(2重の赤線エリア)に配置する想定です

※2

公式ホームページと同じものを配置していただければと思います。

■新着情報一覧のレイアウト(案)について

「新着情報一覧」をクリックした後の動作は以下を想定しております。JavaScriptの開発を行い、モーダルウィンドウで表示する予定です。

【例】



※1「新着情報一覧」をクリックした後の動作について、モーダルウィンドウでの表示ではなく、
RSS読み込みで記事ページで一覧ページを表示する場合、見積り項番1-2の金額が¥80,000(税抜)となる予定です。

【例】



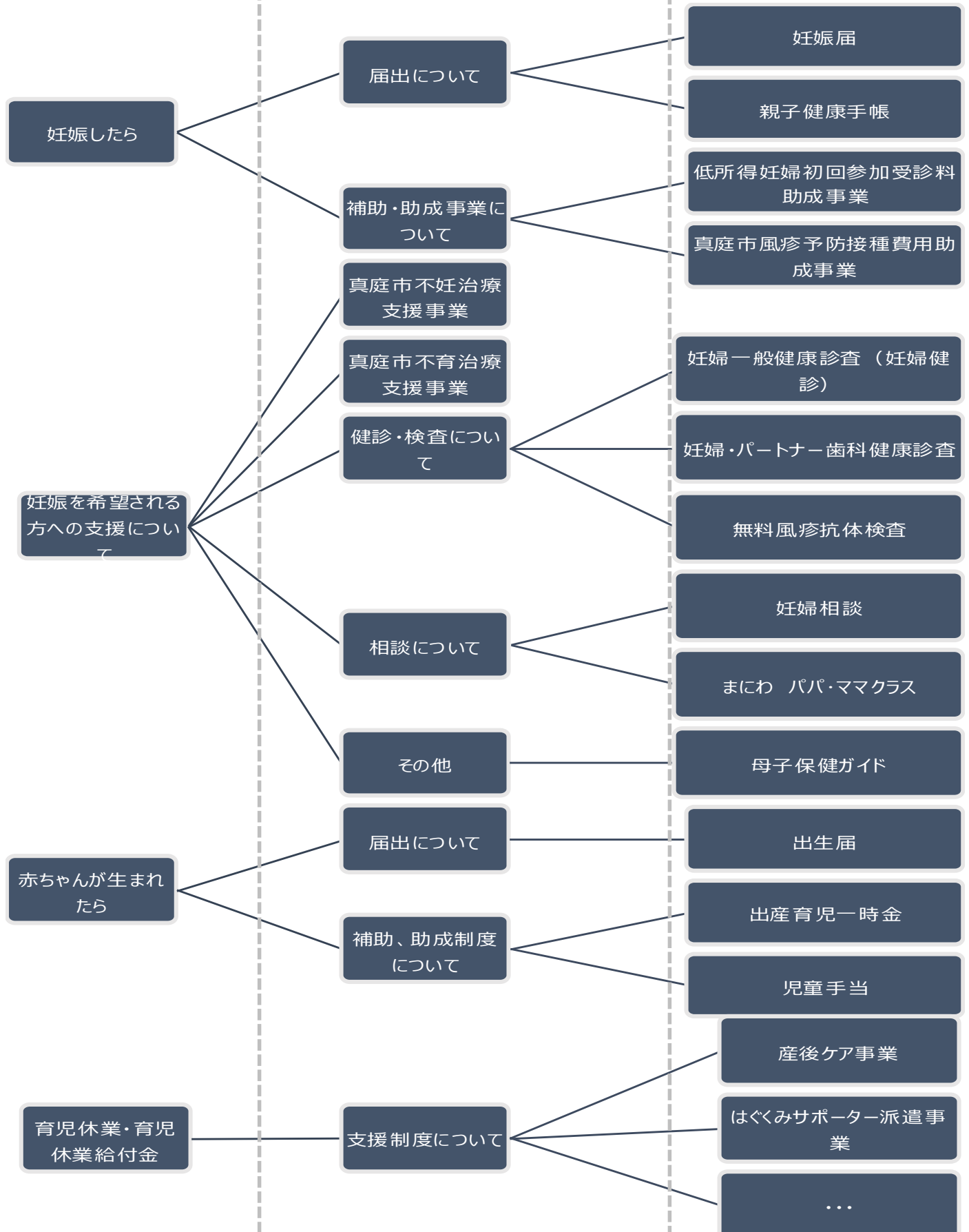
大メニュー (トップページアイコン)



小メニュー (見出し)

△更新順に並ぶ仕様
↓
順番を固定したい

記事ページ (詳細情報)



小メニューページ(見出し)

真庭こども ICT ネットワーク

Google 検索

すべて ページ PDF

真庭こども ICT ネットワーク > 成長別 > 妊娠したら

真庭こども ICT ネットワーク > 妊娠したら

成長別

- 妊娠したら
- 赤ちゃんが生まれたら
- 就学前
- 小学生・中学生

目的別

- サービス・制度
- アセスメント
- 健康
- 相談
- 育児・保育
- 就学

施設・学校

妊娠したら

- 届出について
 - 妊娠届
 - 親子健康手帳
- 補助・助成金について
 - 低所得妊婦初回参加受診料助成事業
 - 真庭市風疹予防接種費用助成事業
- ...

記事ページ(詳細)

真庭こども ICT ネットワーク

Google 検索

すべて ページ PDF

真庭こども ICT ネットワーク > 成長別 > 妊娠したら > 風しん予防接種費用助成事業

真庭こども ICT ネットワーク > 妊娠したら > 真庭こども ICT ネットワーク > 妊娠したら > 風しん予防接種費用助成事業

成長別

- 妊娠したら
- 赤ちゃんが生まれたら
- 就学前
- 小学生・中学生

目的別

- サービス・制度
- アセスメント
- 健康
- 相談
- 育児・保育

風しん予防接種費用助成事業

印刷ページ表示 大きい文字で印刷 記事番号: 0001959 更新日: 2023年7月6日更新

風しん予防接種の費用を助成しています

真庭市では、風しんと先天性風疹症候群の予防のために予防接種費用の助成を実施しています。妊娠を希望される女性や配偶者・同居者で抗体検査の結果、抗体値が低いと判断された場合は、予防接種を受け風しんや先天性風疹症候群を予防しましょう。

対象者

真庭市民であり、風しん抗体値検査を受け、検査結果が低い人（陰性またはH法いずれかによる場合はH法抗体値16倍以下、E法による場合はE法値8.0未満）で、下記の1または2、3に該当される方が対象となります。先天性風疹症候群の予防のために、岡山県では無料抗体検査を実施しています。詳しく

こどもはぐくみ応援事業

〔事業目的・概要〕

真庭市に生まれ暮らす全てのこども達が幸せに暮らせることができ、こどもを産み・育てたいと思う人が夢や喜びを感じられるよう、地域全体でこどもや子育てを支え応援し、はぐくむ仕組みづくりに継続して取り組む。若い世代の意見を把握し、理解促進・広報啓発を継続して取組むことで、「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現のための機運醸成を図る。

〔事業内容〕

- ①こどもまんなかイベント開催
- ②学生、企業関係者との意見交換会
- ③広報・啓発
- ④こどもまんなか応援サポーター普及
(真庭市R5.8.10宣言)
- ⑤大学との連携

①こどもイベント

こどもをまんなか、こども・子育て世代、地域のみんなが楽しめ主体となれるようなこども・子育てを考えるイベントを開催

②意見交換

市内の企業経営者やこども・学生と対話しライブデザインにあったこども・子育て環境を考える



③広報・啓発

家族の週間に、社会全体で子育てを支える機運が高まるような発信や、PR動画等子育てプロモーションの企画を行う

④応援サポーター

国の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同する企業・個人・団体に、「こどもまんなか応援サポーター」になってもらい、活動の和を広げていく

⑤大学との連携支援

大学と連携し、地域が抱える社会課題に対して、人的・知的資源の交流を図り、若い世代の人材育成を進める

〔事業効果〕

- ・ こども・子育てへの理解や寄り添う人を育てる、社会的機運の醸成
- ・ こどもや若者の視点に立った社会の実現

◎ 児童手当拡充など事項要求＝一般会計は4兆483億円—こども家庭庁概算要求

23/08/24 14:37 KP047

こども家庭庁は2024年度予算概算要求を公表した。児童手当などの財源として特別会計に繰り入れる分を含めた一般会計総額は、発足後初の予算となった23年度比で2.0%増の4兆483億円。児童手当の拡充や、親の働き方を問わず保育所を利用できる「こども誰でも通園制度」の創設などに取り組む。ただ、ほとんどの項目は金額を示さない「事項要求」で、予算編成過程で調整するため、総額が膨らむ可能性がある。

一般会計のうち、特会繰り入れ分を除いた額は4.2%増の1兆5271億円。特会も含めた全体の合計額は1.6%増の4兆8885億円となった。政府は、30年代初頭までに子ども関連予算の合計額を22年度ベースの4兆7000億円から倍増する計画を立てている。

政府の少子化対策「こども未来戦略方針」では、児童手当について24年10月分から所得制限の撤廃や高校生までの支給延長を行う。しかし拡充分の国と地方の負担割合などが決まっておらず、現時点で要求額は明示しなかった。

保育の質向上に使う保育対策総合支援事業費補助金は52億円増の509億円要求。特に人材確保に注力し、過去に働いたことがある「潜在保育士」の再就職を支援するため、都道府県や政令市に「保育士キャリアアドバイザー」を新たに配置。いきなり復帰するのではなく補助的な業務から働き始める場合は、保育所に人件費を出す。

保育の受け皿整備に向けた就学前教育・保育施設整備交付金は29億円増の324億円。自治体の結婚マッチングや新婚世帯への家賃補助に使う地域少子化対策重点推進交付金は、20億円増の30億円とした。

子育て関連業務の情報通信技術（ICT）化にも取り組む。母子健康手帳アプリを導入したい自治体や園児の健康記録システムを使いたい保育所に向けて、IT事業者とマッチングできる見本市を開催。1億円を計上した。

自治体内部で教育や福祉のデータをつなぎ合わせ、支援が必要な子どもを早期発見する仕組みづくりも始める。児童相談所のテレビ会議システム導入経費も助成する。

このほか保育士の配置基準や処遇の改善、子どもと接する職業に就く人に性犯罪歴がないことを確認する制度「日本版DBS」の創設経費なども事項要求で盛り込んだ。（了）

（2023年8月24日／官庁速報・電子版）

関連情報

- 資料**
- 2024年度予算概算要求のポイント＝こども家庭庁（PDF:350.8k）
 - 2024年度予算概算要求の概要＝こども家庭庁（PDF:1,424.0k）
 - 2024年度税制改正要望の概要＝こども家庭庁（PDF:664.7k）

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JIJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.

令和6年度予算概算要求のポイント

こども家庭庁

令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求の全体像

(単位：億円)

区 分	令和6年度 概算要求額	【参考】 令和5年度予算額
一 般 会 計	15,271	14,657
うち社会保障関係費	15,168	14,560
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	33,614	33,447
合 計	48,885	48,104

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。なお、上記の計数のほか、事項要求については、予算編成過程において検討する。

(注2) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。また、上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。

予算編成過程で検討事項

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討。
- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- 消費税引き上げにより確保される0.7兆円以外の0.3兆円超については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。
- 物価高騰対策等を含めた重要な政策のうち事項要求のものについては、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程において検討。

○ 令和6年度予算においては、まずは、「こども未来戦略方針」に基づき、

- ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得強化に向けた取組
- ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

等の「こども・子育て支援加速化プラン」を実現していくことが重要。これらについては、予算編成過程において、各事業の内容の具体化の取扱いについて検討する必要があるため、事項要求する。

※ 「出産・子育て応援交付金」（10万円）については、令和5年度予算で措置した予算を満年度化するものであり、来年度の所要額を要求する。

○ 加速化プランの施策以外についても、令和5年度予算に引き続き、

- ① こどもの視点に立った司令塔機能を発揮する
- ② 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を実現し、少子化を克服する
- ③ 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
- ④ 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

という柱に沿って、所要の予算を要求する。

令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求のポイント

【計数は令和6年度概算要求額、（ ）内は令和5年度当初予算額】

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- **こどもまんなか社会の実現** 11億円（5億円）
 - こども・若者の意見聴取と政策への反映
 - こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- **こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進** 8億円（－億円）
 - こども政策DX見本市開催事業
 - こどもデータ連携に係る実証事業

2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- **地域の実情や課題に応じた少子化対策** 30億円（10億円）
 - 地域少子化対策重点推進交付金
- **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 790億円＋事項要求（532億円）
 - 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施（※）
 - 産後ケア事業の実施体制の強化、乳幼児健診等の推進、プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進（※）
 - 母子保健のデジタル化の推進
- **高等教育の無償化** 5,311億円＋事項要求（5,311億円）
 - 高等教育の修学支援新制度の実施（※）

3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- **総合的な子育て支援** 3兆4,360億円＋事項要求（3兆4,115億円）
 - 子ども・子育て支援新制度の推進（※）
 - 保育の受け皿整備・保育人材の確保・保育現場のICT化等
 - こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施（※）
 - 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」策定後の具体的な取組推進
- **地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進** 2,100億円の内数＋事項要求（2,083億円の内数）
 - 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等（※）
 - 改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備、新たな家庭支援事業等の推進（※）
 - こどもの居場所づくり支援の推進（※）

- **こどもの安全・安心** 31億円の内数＋事項要求（27億円の内数）
 - こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための体制等の整備（※）

4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- **改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実** 1,742億円の内数＋事項要求（1,691億円の内数）
 - 親子関係再構築支援の充実、社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備等
 - 里親支援の体制強化、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進等（※）
 - 社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化（※）
 - 児童相談所におけるICT化の推進
- **ひとり親家庭等に対する支援の推進** 1,662億円＋事項要求（1,665億円）
 - 高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大、養育費に関する相談支援や取り決めの促進（※）
 - ひとり親家庭等のこどもの食事等支援
- **ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援** 209億円の内数（209億円の内数）
 - 進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築等
- **障害児支援体制の強化** 5,030億円の内数＋事項要求（4,813億円の内数）
 - 良質な障害児支援の確保
 - （注）障害報酬改定については、予算編成過程において検討。
 - 児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等への支援の充実等（※）
- **こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化** 3億円（2億円）
 - 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進
 - 学校外からのアプローチの開発・実証等によるいじめ防止対策の体制構築

「こども未来戦略方針」に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討。

（注1）※は、「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を踏まえた事項要求を含む。

（注2）母子保健のデジタル化の推進などデジタル庁一括計上予算を含む。

令和 6 年度予算概算要求の概要

こども家庭庁

令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求の概要

＜主要事項＞

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- 1 こどもまんなか社会の実現
- 2 こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 3 高等教育の無償化

第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進
- 3 こどもの安全・安心

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実
- 2 ひとり親家庭等に対する支援の推進
- 3 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
- 4 障害児支援体制の強化
- 5 こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化

20億円（5億円）

「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・若者の意見聴取と政策への反映等を進めつつ、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等を進める。あわせて、こども政策DXを推進するための基盤強化やこどもデータ連携を推進し、これらを通じて強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組む。

1 こどもまんなか社会の実現

11億円（5億円）

（1）こども・若者の意見聴取と政策への反映等【拡充】【一部推進枠】

①こども・若者意見反映推進事業【拡充】【一部推進枠】

・政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせ、こどもの声を引き出すファシリテーター等を活用しながら、本事業に登録したこども・若者（通称：ぷらすメンバー）からの意見聴取を実施し、政策に反映し、フィードバックに繋げる。また、施設等に出向いて意見を聴く手法について、令和 5 年度に実施する、乳幼児や障害児といった多様なこども若者から意見を聴く在り方についての調査研究の結果を受けた拡充を行う。

②こども・若者意見反映調査研究【拡充】【一部推進枠】

・こども・若者の参画に取り組む民間団体等との連携強化や、「意見表明」を醸成するための若者主体活動の支援を進めるために、国内及び海外における若者が主体となって活動している若者団体の実態把握等に関する調査研究を実施する。

（２）こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革【拡充】 【一部推進枠】

- ・「こどもまんなか」社会の実現に向け、こどもや子育てにやさしい社会づくりのための意識改革として「こどもまんなかアクション」を展開する。併せて、若い世代の結婚や子育てに対する不安解消のための機運醸成に取り組む。また、国民の二一歩を踏まえた施策を進めるための戦略的広報を推進する。

（３）自治体こども計画策定支援事業【拡充】 【一部推進枠】

- ・自治体が行う、自治体こども計画の策定に向けた実態調査や、調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定を自治体こども計画策定支援事業補助金により支援する。
- ・自治体こども計画の策定を促進するため、計画策定に係る効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、様々な自治体規模に合わせたモデルを調査し、好事例の横展開を図る。

２ こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進

8億円（－億円）

（１）こども政策DX見本市開催事業【新規】 【推進枠】 ※参考資料２－１

- ・地方自治体等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供するため、「こども政策DX見本市」を開催する。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、こども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方自治体等との協働・連携を推進し、こどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図る。

（２）こども政策DX推進体制強化事業【新規】 【推進枠】

- ・子育てに係る各種手続き及び母子保健のデジタル化、日本版DBSの導入等を始めとしたデジタル技術の活用を進めるため、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定等の業務について、専門技術及び知見を持つ事業者の支援によりDX推進体制の強化を図る。

（３）こども家庭庁ウェブサイトの充実【新規】 【推進枠】 ※デジタル庁一括計上予算

- ・こども家庭庁の役割やその施策、こどもの権利利益等について、特に小学生から中学生に対して、分かりやすく伝え、相談窓口等を容易に検索できる等のコンテンツを備えたこども向けWEBサイトを運営するなど、WEBサイトの充実を図る。

（４）こどもデータ連携に係る実証事業【新規】 【推進枠】 ※参考資料２－１

- ・地方公共団体における、こどもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（こどもデータ連携）の実証事業を実施する。

6,131億円+事項要求（5,853億円）

我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が取り組む結婚に対する取組、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援する。また、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 地域の実情や課題に応じた少子化対策

30億円（10億円）

（1）地域少子化対策重点推進交付金 【拡充】 【一部推進枠】

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）の取組を支援する。また、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業等を重点的に支援するなど拡充を行う。

2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

790億円+事項要求（532億円）

（1）妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施 ※参考資料2-2

【一部推進枠】 【一部事項要求】

- ・「こども未来戦略方針」を踏まえ、市町村の創意工夫により、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を着実に実施する。また、伴走型相談支援については、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための調査研究を行う。

（2）産後ケア事業の実施体制の強化等 【一部事項要求】

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の実施体制の強化等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（３）乳幼児健診等の推進【事項要求】

- ・市町村において必要に応じて行われている乳幼児健康診査等の推進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（４）プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進【事項要求】

- ・プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（５）母子保健のデジタル化の推進【新規】 【推進枠】※デジタル庁一括計上予算

- ・医療DXの推進に向けて、母子保健情報のマイナンバーカードを利用した情報連携や、公費負担医療のオンライン資格確認等を進めることとしており、デジタル庁の取組と連携しながら対応するために必要となる費用を計上する。

（６）妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築【新規】 【推進枠】

- ・妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る都道府県の中核的な精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

（７）妊婦訪問支援事業【新規】 【推進枠】（※安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの）

- ・妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

（８）死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- ・医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。

3 高等教育の無償化

5,311億円+事項要求（5,311億円）

（１）高等教育の修学支援新制度の実施【一部事項要求】

- ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、低所得世帯の学生に対し高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を実施するとともに、令和6年度からの多子世帯や理工農系の学生等の中間層への対象拡大について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

3兆4,621億円+事項要求（3兆4,348億円）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、放課後児童クラブの受け皿整備やこどもの居場所づくり支援の取組を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備のため、こどもを事故から守る取組を推進するとともに、万一事故が発生してしまった場合の公的保障制度の充実を図る。

1 総合的な子育て支援

3兆4,360億円+事項要求（3兆4,115億円）

（1）子ども・子育て支援新制度の推進（年金特別会計に計上）【一部社会保障の充実】【一部事項要求】

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。

イ 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和6年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。

◇こども・子育て支援加速化プラン

1歳児及び4・5歳児の職員配置基準、保育士等の更なる処遇改善、放課後児童クラブの受け皿整備等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

◇令和4年改正児童福祉法の施行

新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を創設するとともに、こども家庭センターを創設し、母子保健と児童福祉の連携・協働を進めるなど、令和4年改正児童福祉法の施行等の実施により地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。

② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

ウ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

③ 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

あわせて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、児童手当の拡充について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（２）保育の受け皿整備・保育人材の確保等【拡充】 【一部推進枠】

※デジタル庁一括計上予算を含む

※参考資料２－３

・保育の受け皿整備

新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある地方自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。

・保育人材確保のための総合的な対策

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士と園のニーズに合ったマッチングとするため、潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向けた伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置する。

また、潜在保育士の再就職を促進するため、まずは保育補助者として保育現場で従事し、段階的に保育士として復帰する際の足がかりとなるよう支援を行う。

さらに、修学資金貸付について、保育士を目指す学生が金銭的な理由で指定保育士養成施設への進学を諦めることのないよう、所要の額を確保する。

この他、保育士支援アドバイザーにおける巡回支援について広域での対応が可能となるよう補助基準額の拡充を図ることや地域限定保育士制度の全国展開に伴う支援の拡充などを実施する。

・保育現場のICT化の推進

保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。

・多様な保育の充実

保育所における医療的ケア児の災害対策として、停電時における安全・確実な電源確保等医療的ケア児の災害対策として必要な備品の補助を実施する。

また、「保育利用支援事業（入園予約制）」について、①１年の育休取得後に限定せずに、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、子どもが満１歳を迎えてから翌４月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する拡充を行う。

・認可外保育施設の質の確保・向上

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

また、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等に対し、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援するほか、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

（３）こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施 【事項要求】

- ・こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（４）「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」策定後の具体的な取組推進【拡充】【一部推進枠】

- ・「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」の閣議決定後、その認知拡大に加え、すべての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」、「地域等の特色を活かし具体的な活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及」を一体的に推進。
こどもの誕生前から幼児期までの、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体的に保障することを通じて、こどもの生涯の Well-beingの向上を実現する。

2 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進 2,100億円の内数+事項要求（2,083億円の内数）

（１）放課後児童クラブの受け皿整備の推進【一部事項要求】

- ・放課後児童クラブの受け皿整備等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、予算編成過程において検討する。
- ・放課後居場所緊急対策事業（児童館等において入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置支援を行う事業）の補助対象範囲を拡大し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。

（２）地域のこども・子育て支援の推進【事項要求】

- ・改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備
令和４年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を進めるとともに、身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備を推進する。
- ・こども家庭センターの人員体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・新たな家庭支援事業の推進
令和４年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を新たに子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援が受けられるようにする。
子育て世帯訪問支援事業の拡充について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討を行う。

（３）こどもの居場所づくり支援の推進【一部新規】 【一部事項要求】

- ・ 地方自治体が行うこどもの居場所づくりを推進するため、現状を把握するための実態調査や居場所に係る種々の広報啓発に関する取組に要する費用を支援する。
- ・ 多様な支援ニーズを有するこどもを含む、全てのこどもに対する居場所支援をはじめとした地域における包括的な支援体制の整備について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・ 令和４年度第２次補正予算で実施したこどもの居場所支援のモデル事業について、令和６年度も継続して実施する。
- ・ 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。

3 こどもの安全・安心

31億円の内数＋事項要求（27億円の内数）

（１）こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版ＤＢＳ）の構築を円滑に進めるための体制等の整備

※デジタル庁一括計上予算を含む 【一部事項要求】

- ・ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版ＤＢＳ）に係る事業者向けのガイドライン、マニュアル、研修資料等の作成の検討のため調査研究を行う。
- ・ こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版ＤＢＳ）に係る各種体制及び情報システムの整備等について、予算編成過程において検討する。

（２）保育所等の送迎用バスの置き去り防止対策の推進

- ・ 保育所等の送迎用バスへの安全装置やこどもの見守りタグ（GPS）の導入支援などを推進する。

（３）災害共済給付事業

- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく児童生徒等の災害に対する救済を行い、こどもの安全で安心な環境整備を推進する。

8,150億円の内数+事項要求（7,897億円の内数）

令和6年4月に施行される改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実に向け、都道府県等における体制強化及び事業の推進を図る。

また、ひとり親家庭等に対する支援の推進、ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども等に対する支援体制の強化、障害児支援体制の強化、こどもの自殺に関する調査研究・広報啓発、地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進等に取り組む。

1 改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実

1,742億円の内数+事項要求（1,691億円の内数）

（1）令和6年4月に施行される改正児童福祉法に基づく取組の実施【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】

- ・こども家庭センターの設置促進

こども家庭センターの人員体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する（再掲）。

- ・家庭支援事業の実施

家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業等）の実施に要する経費について、予算編成過程で検討する（再掲）。

- ・一時保護所における職員配置等の環境改善

児童相談所一時保護所における職員配置等の環境改善に係る経費について、予算編成過程において検討する。

- ・親子関係再構築支援の充実

親子再統合支援（＝親子関係再構築支援）については、都道府県等が親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、こどもや保護者等に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導等を実施する事業を創設する。

- ・社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぐため、相互の交流を行う場所を開設、情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を創設する。

- ・里親支援の体制強化
里親支援センター等における人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や、全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する事業を創設する。
また、改正児童福祉法に基づき、義務的経費化される経費（里親支援センター、児童自立生活援助事業及び在宅指導措置）について、予算編成過程において検討する。
- ・「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進
「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・妊産婦等生活援助事業の実施
家庭生活に困難を抱える特定妊婦等とそのこどもに対する支援のため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を創設する。
- ・こどもの権利擁護のための取組の推進
各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、支援員の確保、周知啓発、権利擁護機関の整備を実施する事業を創設する。
- ・児童養護施設等における生活向上のための改修費等の補助を行う事業の拡充
児童養護施設等における生活向上のための改修費等の補助を行う事業を拡充し、改正児童福祉法の施行に伴い新設される施設・事業所を補助対象に追加する。

（２）家庭的養育の推進や施設退所者等の自立支援の推進【一部新規】 【一部推進枠】 【一部事項要求】

- ・社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化
社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備等の支援強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・児童養護施設退所者等への各種貸付け
児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行い、自立支援の推進を図る。
- ・里親に対する研修
里親に対する研修受講費用の支援範囲を見直し、里親委託の推進を図る。

- ・養子縁組民間あっせん機関の職員に対する研修

養子縁組民間あっせん機関の職員に対する研修について、児童相談所とのネットワーク構築に向けて、地域ブロックごとの研修等が実施できるようにする。

（３）児童相談所におけるＩＣＴ化の推進等【一部新規】【一部推進枠】※デジタル庁一括計上予算を含む

- ・国が構築を行っているシステム等と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、児童相談所独自システムの改修費等の補助等を行う。
- ・児童相談所等におけるＩＣＴ化について、業務負担軽減のためビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を支援する。
- ・児童相談所の緊急一時保護等に対応するため、夜間に入所する児童の対応や夜間対応時の保護所内のバックアップ支援を行う協力員の配置に対する支援を行う。

（４）児童福祉施設等の着実な整備【拡充】【一部推進枠】

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

- ・施設整備に係る建設資材費等の高騰に対応するため、その影響相当額等を要求する。
- ・地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。（再掲）

２ ひとり親家庭等に対する支援の推進

1,662億円＋事項要求（1,665億円）

※デジタル庁一括計上予算を含む

（１）ひとり親家庭等に対する支援の推進【一部新規】【一部推進枠】【一部事項要求】※参考資料２－４

- ・高等職業訓練促進給付金の対象資格について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大することについて、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・養育費に関する相談支援や取決めの促進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- ・ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対する生活・学習支援について、こども食堂や体験型教室等の多様な居場所の提供に活用できるようにする。
- ・親子交流の支援について、利用要件を緩和し、支援の強化を図る。
- ・ひとり親家庭等に対する相談支援について、IT機器等を活用したワンストップの相談体制の構築を進める。
- ・こども食堂等の支援を行う民間団体（中間支援法人）に補助を行い、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもへの食事提供の支援を行う。

3 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援

209億円の内数（209億円の内数）

（１）ヤングケアラーの支援体制の構築【拡充】【一部推進枠】

- ・進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合の支援を実施する。
- ・ケアにおけるレスパイト・自己発見等に寄与する当事者向けイベントを開催する場合の支援を実施する。

（２）地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成

- ・地域において子ども・若者支援地域協議会等の設置を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会との有機的な連携が図られるよう地方キャラバンや全国サミット等を実施する。
- ・ひきこもりや不登校など、困難を有するこども・若者の支援者を養成するための、相談業務やアウトリーチ（訪問支援）に関する研修を実施し、支援者の資質向上及び全国レベルでの共助関係の構築を図る。

4 障害児支援体制の強化

5,030億円の内数＋事項要求（4,813億円の内数）

（１）良質な障害児支援の確保【一部事項要求】

- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。なお、障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程において検討する。

（２）地域における障害児支援体制の強化【一部事項要求】

- ・令和４年６月に成立した改正児童福祉法が令和６年４月に施行されることに伴い、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。また、児童発達支援センターの機能強化や地域の支援体制の整備について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（３）医療的ケア児等への支援の充実【一部事項要求】 ※デジタル庁一括計上予算を含む

- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和３年９月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。また、地域における医療的ケア児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（４）地方自治体における聴覚障害児支援の中核機能の強化【一部事項要求】

- ・保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。また、地域における聴覚障害児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（５）障害児通所支援事業所等の送迎用バスの置き去り防止対策の推進【推進枠】

- ・障害児通所支援事業所等の送迎用バスへの安全装置やこどもの見守りタグ（GPS）の導入支援などを推進する。

（６）障害児支援分野におけるＩＣＴ等導入支援【新規】【推進枠】

- ・障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるＩＣＴの導入を支援する。

5 こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化

3億円（2億円）

（１）「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進【新規】【推進枠】

※参考資料 2－5

- ・「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」とりまとめ）に基づき、こどもの自殺の要因分析に関する調査研究を実施するとともに、自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせた広報啓発活動を実施する。

（２）地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

※参考資料 2－5

- ・実証地域（自治体の首長部局）において、専門家の活用等により、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を行い、いじめの長期化・重大化防止を推進する。また、学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として活用し、重大事態調査を行う自治体に対し、第三者性の確保等に関して助言する。

令和6年度 こども家庭庁予算概算要求のイメージ

参考資料1

【一般会計】4兆483億円（3兆9,691億円）（注）括弧内は令和5年度予算

事項要求

：「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱い 等



【特別会計（一般会計からの繰入れを除く）】8,403億円（8,413億円）

- ・事業主拠出金を充当する経費 7,707億円（7,717億円）
：子どものための教育・保育給付交付金、児童手当、仕事・子育て両立支援事業、地域子ども・子育て支援事業 等
- ※このほか、前年度剰余金等を活用した経費がある。

（注）上記の金額にデジタル庁一括計上予算等は含まれていない。

□ こども政策DX見本市開催事業

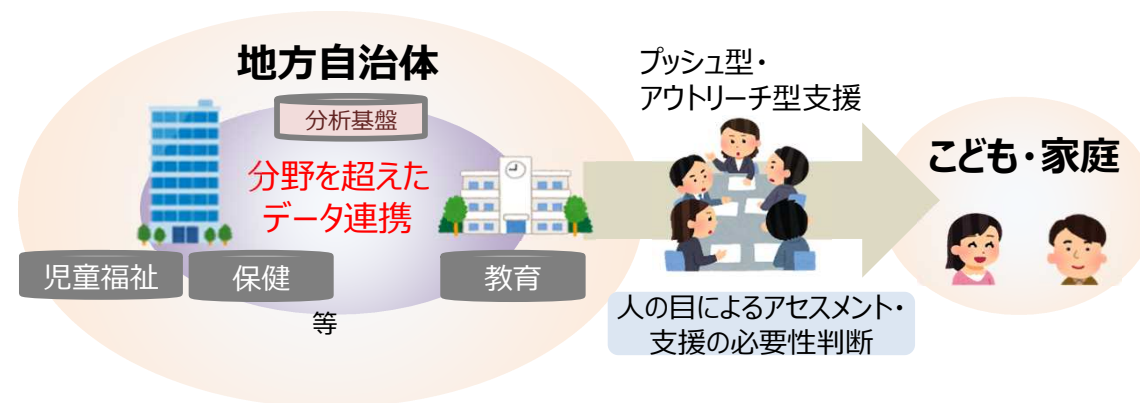
- ・こども政策DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む地方自治体や子育て事業者と、デジタル技術の提供事業者をマッチングする見本市を開催。
- ・見本市開催後、出展事業者の取組内容をまとめた事例集を作成し、横展開を図る。

□ こどもデータ連携に係る実証事業

- ・地方自治体において、教育や福祉等のデータを分野を超えて連携。これにより、支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるモデル事業を実施。
- ・モデル事業を踏まえて、データ連携に係るガイドラインを改訂するとともに、データ連携に取り組むにあたっての課題を整理し、対応策を検討。



《データ連携イメージ》

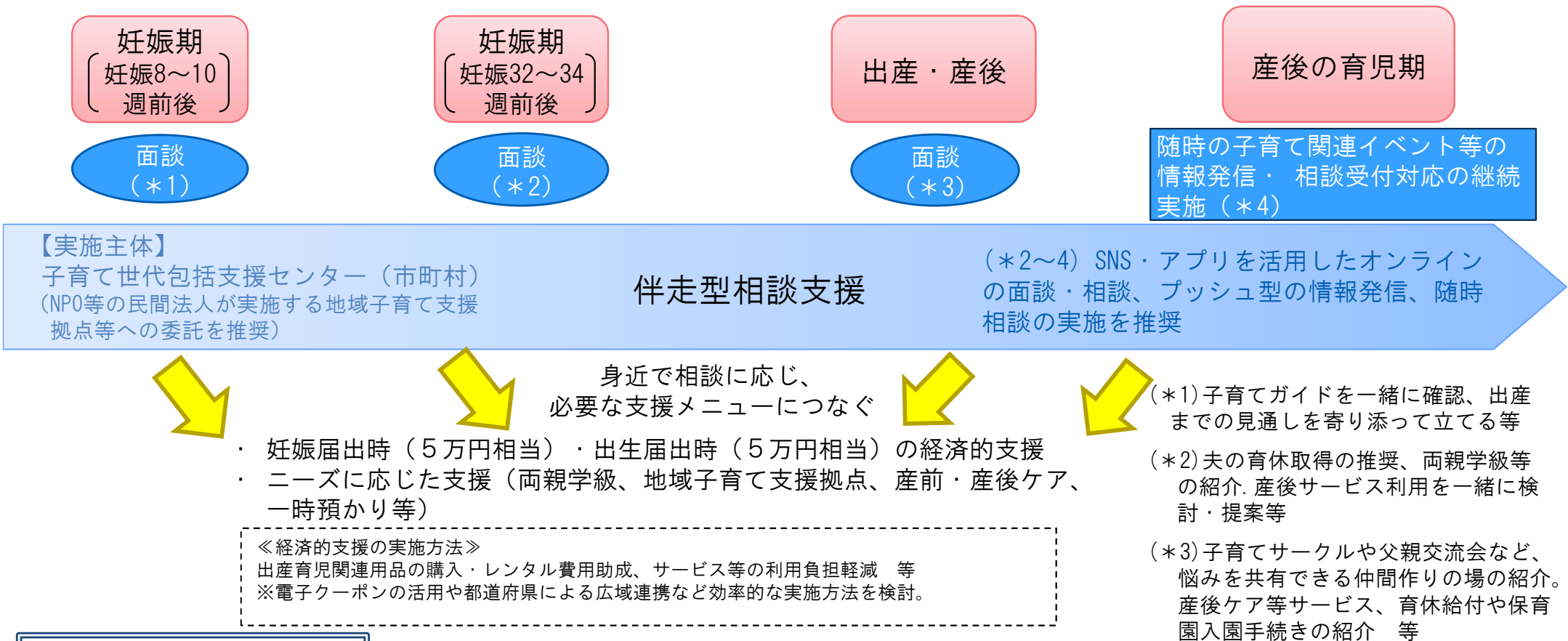


※国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

(注) 伴走型支援は事項要求

- 妊婦や低年齢期(0～2歳)の子育て家庭に寄り添い、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を実施し、安心して出産・子育てができる環境を整備。
- ・伴走型支援: 出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を実施。
 - ・経済的支援: 妊娠届け出や出生届け出を行った妊婦等に対し、計10万円相当の支援を実施。

《イメージ》



こども未来戦略方針

「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。

□ 保育の受け皿整備

- ・「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進。

□ 保育人材の確保

- ・潜在保育士の再就職を促進するため、潜在保育士がまずは保育補助者として保育現場で働き、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとなるような支援を行う。

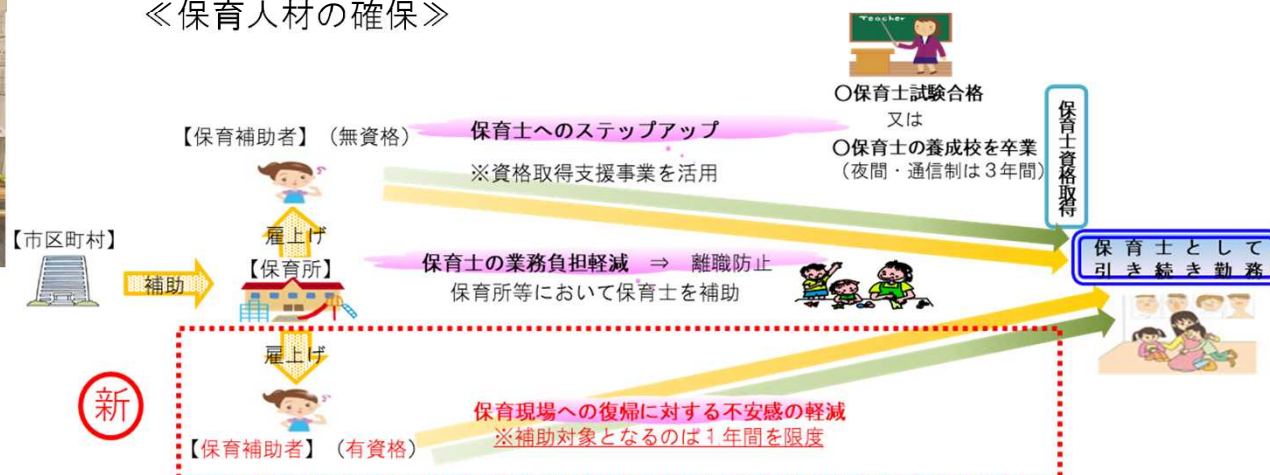
※潜在保育士：保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者

□ 保育現場のICT化

- ・実費徴収に関する保育士、利用者双方の負担を軽減するため、キャッシュレス決済の導入費用を補助対象に追加。

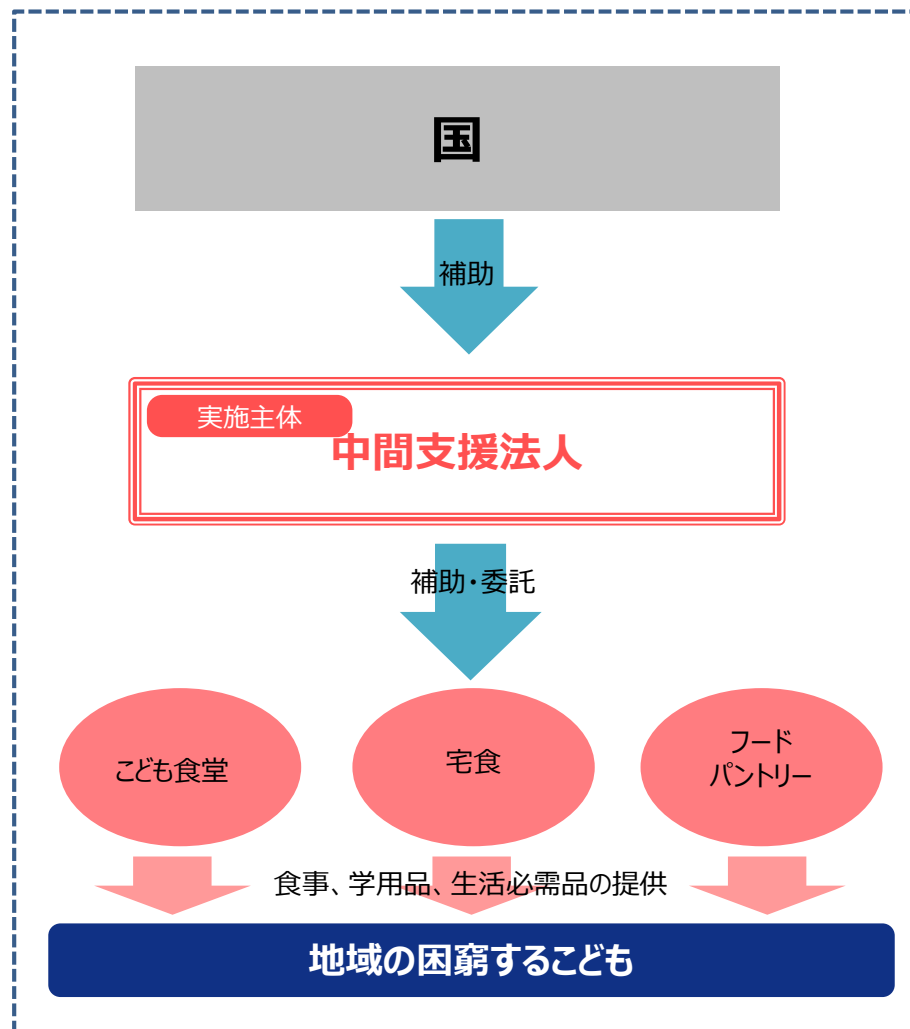


《保育人材の確保》



□ こども食堂等への支援

- ・こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこどもに食事等の提供を行う。



○実際のこども食堂の様子



□「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進

- ・本年4月より、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」をとりまとめ。
- ・同プランに基づき、こどもの自殺の要因分析に関する調査研究を実施するとともに、自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせた広報啓発活動を実施。

□いじめ防止対策の体制構築

- ・こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止を推進。
- ・具体的には、実証地域において、専門家の活用等により、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を行う。

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、**自殺リスクの把握**や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、**全国の学校での実施を目指す**とともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する

的確な対応

多職種の専門家で構成される「**若者の自殺危機対応チーム**」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の**全国への設置を目指す**

要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する**自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う**ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む

こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

社会総がかりのいじめ防止対策を推進



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

令和 6 年度税制改正要望の概要

令和 5 年 8 月 こども家庭庁

令和 6 年度税制改正要望事項

➤ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長

〔所得税、個人住民税〕

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

➤ 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、登録免許税、個人住民税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税等〕

児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

➤ こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、徴収規定等〕

「こども未来戦略方針」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）において、とりまとめた「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく制度改正等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

※上記のうち一部について、厚生労働省と共同要望

➤ 既存住宅の三世帯同居リフォームに係る特例措置の延長等

〔所得税〕

子育て世帯において、出産・子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心してこどもを育てられる環境整備の手段として、三世帯同居ができるよう、既存住宅について改修工事を行った場合の特例措置を 2 年延長する。

また、子育てしやすいよう改修工事を行った場合についても、同様の特例措置を講じることとする。

※国土交通省と共同要望

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る 非課税措置の延長

(所得税、個人住民税)

1 現状

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付金】

- 「ひとり親家庭住宅支援貸付金」制度では、母子・父子自立支援プログラム（※１）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者（※２）等に対して、住居費貸付を行っており、１年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、令和３年度から令和５年度までの予算における補助金を財源とした住居費貸付に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。
 - （※１）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる自立支援のためのプログラム。
 - （※２）離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業】

- 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」では、児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については５年間の就業継続、資格取得支援費については２年間の就業継続で返済免除となること、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、平成２７年度一般会計補正予算等を財源とした家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

2 要望等

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、登録免許税、個人住民税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税等)

1 現状

- 児童福祉法に規定する事業に係る施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品や、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税等の措置が講じられている。
- 第208回通常国会において児童福祉法等の一部を改正する法律案が成立し、令和6年4月1日以降、既存の第一種社会福祉事業である**障害児入所施設を経営する事業**、第二種社会福祉事業である**児童自立生活援助事業**や**子育て短期支援事業等**について、その支援の対象範囲等が拡大されるほか、**親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業、里親支援センターを経営する事業**が社会福祉法上の第二種社会福祉事業に追加されることとなる。

2 要望等

- 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、徴収規定等)
(一部について、厚生労働省と共同要望)

1 現状

- ・「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされている。

<参考1：こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)>

(前略) Ⅲ－1(「加速化プラン」において実施する具体的な施策(注1))の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

(中略) さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。

(注1) 児童手当の拡充、「出産・子育て応援交付金」(10万円)・伴走型相談支援の制度化に向けた検討、現行の幼児教育・保育給付に加え、新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)の創設等

(注2) 現行の児童手当や教育・保育給付等には、非課税措置等が講じられている。また、現行の相談支援事業についても、各種非課税措置が講じられている。

<参考2：規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)>

原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。等

2 要望等

- ・「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく制度改正等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

既存住宅の三世代同居リフォームに係る特例措置の延長等

(所得税) (国交省と共同要望)

1 現状

- ・子育て世帯が出産・子育てへの不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心してこどもを育てられる環境整備の手段として、既存住宅について三世代同居のための改修工事を行った場合の所得税の特例措置（～令和5年12月31日）を講じている。
- ・経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、**子育て世帯に対する住宅支援の強化、子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」**が少子化対策・こども政策の抜本強化の具体的な施策として位置付けられている。
- ・また、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）においても、**子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化することが**具体的施策として位置付けられている。

2 要望等

- ①既存住宅について三世代同居のための改修工事を行った場合の特例措置を2年延長し、**適用期限を令和7年12月31日まで**とする。
- ②子育てしやすいよう改修工事を行った場合についても、同様の特例措置を講じることとする。

(参考)

- ①経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日）抜粋

第2章 新しい資本主義の加速 3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

(加速化プランの推進) (略) 具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」((略))、**子育て世帯に対する住宅支援の強化**)、**「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」(略))**とともに、(略) 政府を挙げて取り組んでいく。

(こども大綱の取りまとめ) (略) 子育てしやすい地方への移住や**子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」**を推進する

- ②こども未来戦略方針（令和5年6月13日）抜粋

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 (7) 子育て世帯に対する住宅支援の強化 ～子育てにやさしい住まいの拡充～

○こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。その中で、理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、**子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。**

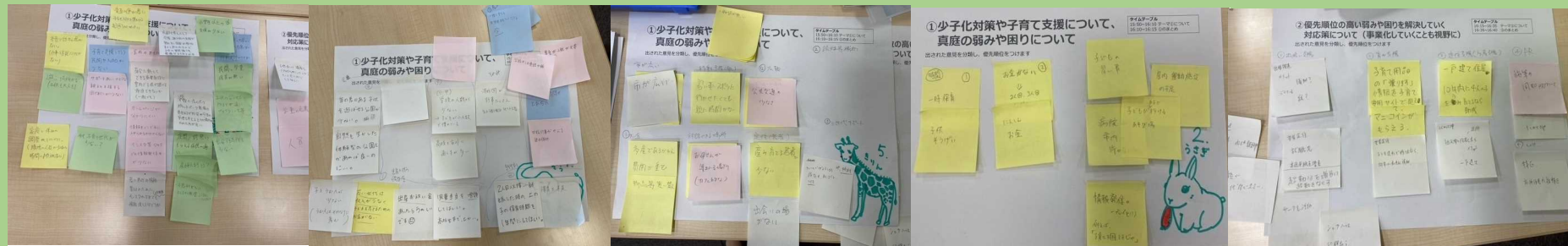
テーマ

① 少子化対策や子育て支援について、真庭の弱みや困りについて

相談・育児支援	夜間のこどもの急な発熱等を相談できる窓口	親同士の交流の場	小学生以上の支援が少ない	お母さんが集まれる場所（例カフェ）	仕事が忙しく、休暇が取れない、子どもに時間がさけない		
経済・雇用	お金に余裕がなく、2人目以降は難しい	保育料の無償化を2人目からに	出産祝いや児童手当の増額	中学生～大学生の支援が少ない	子育て世代の所得が低い	出産祝いや児童手当の増額	
医療機関	小児科が少ない、総合病院の不足	夜間診察してもらえる病院がない	産婦人科の不足				
情報発信	情報発信の一元化	HPがわかりにくい、情報が探せない	SNSの発信が少ない				
保育・教育支援	一時保育の利用不足	親子を支援する民間・NPO不足	民間の学童・保育が無い	習い事の選択が市内に少ない（例：プログラミング）	緊急時に預けれる支援	学校の少人数	
賑わい・生活環境	子どもだけで行ける遊び場や活動場所	屋内の遊びの施設	小さな子どもから大人も遊べる場所	商業施設内に遊べる場所を併設	自然を活かした体感型の公園	公共交通が少なく子どもが自分だけで移動ができ	出会いの場が少ない



相談・育児支援	育児用品の譲渡 の仕組みで親も繋がる	子育て用品を専用リ ュース	まにこいんポイント支給	子育て特別休暇 (参観日等)			
経済・雇用	入学準備にお金がかかる ランドセルが高い	基金を活用し補助金 支給	育児休業が取りやすい ような支援	育休中の税金や保険の 減免	子育て支援に取り組む 企業に支援制度	子育て世代移住者への 補助金制度	住宅資金支援
医療機関	産婦人科・小児科等医 療機関の不足	医学部進学者が真庭市に就 職すれば全額免除の奨学金 支給	不妊治療が受けにい	金銭的な補助はあるが、 休みやすい職場			
情報発信	有効な情報の発信	リアクションからフィード バックする	子育て情報サイト の充実				
保育・教育支援	休日に預けれる場	社宅に預かり支援	子育てを支援してくる 人を増やす	シルバー・リタイヤ世代 の子育て支援	若い世代がバイト感覚 で関わる機会		
賑わい・生活環境	交通の不便 JRの便が少ない	高校生に原付バイク等 の購入補助金支給	気軽に遊べる公園整備	土地開発、分譲地の緑地・ 公園整備に補助金支給	賃貸住宅が高い	子育て世代用の住宅整 備	就職先、真庭市役所の 採用枠
			公園の遊具の修繕	生活圏域にプレイパー ク・ポケットパークを整備			
結婚支援	出合いの場の支援	結婚推進、紹介料成功 報償金	サークル活動の推進	結婚のメリットをPR 結婚支援金を支給	シェアハウスでの共同生 活支援	高所得者内縁特区	



意見まとめ

相談・育児支援	リユースブラザ：子育て専用の不要になった子育て用品を売買できる仕組みを作る。ネットを活用し簡単に買える仕組み、まにこいんを活用。 休暇制度：育児のための特別休暇を導入し、親が子どもとの時間を確保できるようサポートする。
経済・雇用	産祝い金や児童手当の増額：出産祝い金や児童手当の額を増やすことで、子育ての経済的負担を軽減する。 育休を取得した企業への支援：育休取得を奨励する企業に対する評価の手当や補助金の支給を行うことで、育児と仕事の両立を支援する。
医療機関	遠隔医療導入：遠隔医療を導入してオンライン診療により、必要な場合は医師の診断と指導が受けられる仕組みをつくる。 医療施設不足への対策：助成金制度の導入：真庭市出身の学生に医学部進学への助成金を提供し、帰郷して医師として就職する際には助成金の報酬を行う。遠隔医療を導入して、必要な場合には病院に行くことなく医師の診断と指導を受けられる仕組み。
情報発信	情報発信と案内：新たに設けられた遊び場やイベント情報などを子育て専用サイトやSNSで発信し、地域住民に周知する。
保育・教育支援	一時子育て支援プログラム：シルバーやリタイヤ世代の方に、子ども一時的に預かってもらえるプログラムを設け、働く親がリフレッシュや仕事に集中できる時間を確保する。
賑わい・生活環境	遊び場の充実：安心向け公園の選択肢：子どもたちが気軽に遊べる公園やプレーパークを近隣に整備し、子どもだけで安全に遊べる場所を増やす。
結婚支援	子育て環境：雇用の増加とワークライフバランスの改善若者の安定した雇用と生活を確保し、結婚や子育てに適した環境を整える。 出会いの支援：出会いの場となるさまざまなサークル活動を推進し、人々が共通の趣味や関心を持って交流できる場を提供する。 紹介の支援：紹介者の成功報酬を増やして結婚を促進し、出会いの方法を支援する。

第2回こどもはぐくみ政策推進マトリックス会議録（要旨）

資料9

開催日時	令和5年8月30日（水）10:30～12:00
場 所	真庭市役所 本庁舎 2階会議室（1）
出席者	議長（伊藤副市長）、副議長（健康福祉部長 樋口） 総務課人材マネジメント室長（江崎）、総合政策課長（牧）、秘書広報課長（前田）、交流定住課長（西田）、財政課長（有富）、産業政策課長（二若）、都市住宅課長（代理 湯浅）、市民課長（湯浅）、発達発育支援センター長（畦田）、健康推進課長（山崎）、教育総務課長（浅野）、学校教育課長（秋元）、生涯学習課長（谷岡）、中央図書館室長（佐藤）、社会福祉協議会次長（岩野）、蒜山振興局地域振興課長（福井）、北房振興局地域振興課長（畦崎）、落合振興局地域振興課長（神庭）、勝山振興局地域振興課長（山本）、美甘振興局地域振興課長（石田）、湯原振興局地域振興課長（代理 福島）、アドバイザー 岡山県子ども未来課（山形）
事務局等	子育て支援課（行田、広岡、栢野）
傍 聴 者	0名
議事内容	① こどもファスト・トラック等の取組について 資料1 資料2 資料3 資料4 ② 令和6年度事業実施に向けた各課の検討状況について 資料5 資料6 資料7 ③ こどもはぐくみ応援事業について（9月補正予算要求） 資料8 ④ 第1回職員ブレイン・ストーミングの報告 資料9 ⑤ 岡山県企業子育て支援実態調査中間報告 資料10
冒頭の事項	副市長： 今年度ももう5ヶ月が過ぎようとしている。8月10日にこどもまんなか応援サポーター宣言を行った。更にこどもファスト・トラック、機運醸成事業のための9月補正を予定。本日の会議ではこれについてもご意見をいただきたい。また、岡山県子ども未来課から企業を対象とした子育て支援実態調査の概要を資料としてご説明いただく。産業観光部が実施する実態調査や国の来年度予算の動きも見ながら、来年度についての方向性、柱立ての検討も行いたい。
①こどもファスト・トラック等の取組について	こどもはぐくみ専門官： まずこども基本法と国の政策の基本方針のポイントについて。この基本理念がこどもファスト・トラックにも活かされている。基本的にはやはり子どもの人権の保障、子どもの意見が尊重されるような取り組みであったり最善の利益が優先して考慮されること、また子育てに保護者等が夢を持って喜びを実感できるよう社会環境を整備するところ。基本方針のポイントとしては、こどもまんなか社会（常に子どもの最善の利益を第一に考える）、すべての子どもの健やかな成長、ウェ

②令和6年度事業実施に向けた各課の検討状況について	ルビーイングの向上（幸福度）、持続可能な社会の実現、切れ目ない包括的な支援を目指す。こども子育て支援の機運を高めていく。こどもまんなか応援サポーター宣言を行った。具体的な取組を考えていく。 ファスト・トラックについて、国、他自治体、民間の取り組みを紹介。真庭市での検討内容を共有。窓口での手続きを事前予約できる体制づくり、優先駐車場の表示、公共施設等でのおむつ処理、本庁舎授乳室の整備、合理的配慮の考え方、マタニティマークやだれでもトイレが利用しやすくなるような表示をするなどの意見が出された。 市民課長：いわゆる「書かない窓口」、事前予約ができる体制構築を検討中。 中央図書館室長：元々配慮された設計になっている。現在、ベビーカーの寄附を募っているので、ご協力いただけたらありがたい。主に2階スペースが子どもの利用が多い。 健康福祉部長：お子さん連れの方が窓口に来られた場合、どのように対応しているか他の部署にもお尋ねしたい。 都市住宅課：市営住宅の受付に親子連れの方が来られる。長椅子に座りながら対応している。手が足りない時は職員が子どもさんを抱っこするなどしてもいいのでは。 産業政策課長：あまり小さなお子さん連れの方は来られない。 落合振興局課長：多いときは並ぶこともある。カウンター自体が少なく専用窓口を設けられるほどの広さはない。事前周知が必要かと思われる。 副市長：構造的な問題で対応が難しいケースもあるかと思われる。職員が預かるなど対応しつつ、いきなり完成形を求めるのではなく少しずつ改善していけたら。 交流定住推進課長：指定管理施設にも設置する方針？その場合は指定管理者との相談が必要。予算計上も可能か。 副市長：ソフト事業を基本に考えている。どうしても必要なら予算計上を。 子育て支援課長：市内全体で目指していきたい。みなさんで主体的に考えていただき、できるところから取り組んでいただきたい。 健康福祉部長：施設においてもやりたいことがあれば独自に取り組んでいただく。職員の対応についても、意識を持ってやっていただけたら。 ・市営住宅のリノベーションについて 都市住宅課：子育て支援、人口減少対策として市営住宅のリノベーションを検討中。市営立誠住宅の1階1室。他市では戸建てを改修しているところもある。住宅が足りないという話を聞くことはあるが、データがない。何かご存じの方は意見をいただきたい。子育て支援について、家庭教育から出発するのもありかと考えている。プレーパークのニーズもある。地域のコミュニティが低下していることも課題。 北房振興局課長：住宅について、働くところがあっても住むところがない。空き屋はあるが…。
----------------------------------	---

③こどもはぐくみ応援事業について ④第1回職員ブレイン・ストーミングの報告	副市長：各課で情報を共有して一つの事業を効果的にやるためのマトリックス会議。その意識をもって取り組んで欲しい。 産業政策課長：子育てに関するアンケートの項目に住宅関係の質問を入れることができる。会議後に相談したい。 ・美作学園との包括連携協定締結について こどもはぐくみ専門官：美作学園と包括連携協定を締結し、エッセンシャルワーカーなど地域を支える専門職人材の育成・確保を目指す。主としては保育職の獲得に向け、ニーズ調査を実施しそれを基にした支援制度の検討、就職促進支援、真庭をフィールドに学ぶ学科科目の検討などを考えている。食や福祉の分野など、他の部署からも希望があればぜひ連携して取り組んで欲しい。協定締結式など、窓口としては総合政策課が担当。 総合政策課長：9月1日に協定締結式を行う。 ・情報発信について 事務局：マトリックスでのご意見、担当者会議での意見を受けて、今後真庭市こども ICT ネットワークの改善に向けて委託業者と協議を行う。情報の体系化による探しやすさの改善、トップページの配置変更による見やすさの改善。ホームページ更新に合わせて SNS 発信できる仕組みの検討、新規 SNS アカウントの取得と市民インフルエンサーに強力をいただき情報を拡散できないかと考えている。将来的にはマイナポータルに集約していく方針のため、新たなサブサイトを作ることは考えていない。 交流定住推進課長：manicore（マニコレ）やCOCO まにわというアカウントで情報発信しており、フォロワーも増えている。子育て世代のお母さんも多いので連携していきたい。 健康福祉部長：まにこいんアプリも一つのツールになるのでは。利用者が8,000人を超えてきている。 総合政策課長：今週中には9,000人を超える見込み。使い方の提案などいただけるとありがたい。 ・こどもはぐくみ応援事業について（9月補正予算要求） こどもはぐくみ専門官：こどもはぐくみの機運醸成のため、こどもまんなかイベントの開催、学生や企業関係者との意見交換会、PR 動画の作成や家族の週間に合わせたプロモーション活動、こどもまんなか応援サポーターの普及、大学と連携した人材育成について9月補正に予算計上。 副市長：こどもはぐくみ応援プロジェクトの64事業には機運醸成の部分が少し足りなかったように感じる。その部分を補うため補正予算を計上した。 ・第1回職員ブレイン・ストーミングの報告 こどもはぐくみ専門官：少子化対策や子育て支援について、真庭の弱みや困り
---	--

⑤岡山県企業子育て支援実態調査中間報告

について意見出しを行った。若い職員、小さい子どもの子育て中の職員からそろそろ子育てが終わろうという職員までグループごとに活発な意見をいただいた。小児科や救急に対応できる病院が少ないことや産婦人科の不足、経済的に2人目以降は難しいというご意見や、今日のテーマにもあったような情報発信に関するご意見もいただいた。親子を支援する民間・NPOが少ないこと、緊急時に預けられる支援が欲しいというニーズも見られる。遊び場所については子どもだけで行ける遊び場所が少ないこと、公共交通機関が少なく子どもだけで移動ができないことが挙げられた。このような状況への対応策として、子育て用品をリユースする仕組みであったり、医学部進学者へ真庭市に就職すれば全額免除の奨学金制度、プレーパークやポケットパークの整備などの具体的な意見が出された。

教育総務課長：医学部進学者の奨学金について、貸与型はやめたい。無利子の学生ローンと同じで民間の支援がある。市としてはそういうものを利用した学生さんに返済補助を行う方向に一本化したい。給付型でどんどんやっていきたいという思いがある。債権回収は教育分野の業務ではない。

副市長：医師もエッセンシャルワーカーの獲得も必要。保健福祉部で支援制度創設の動きもあるので共有して欲しい。政策勉強会はどんな状況か。

総務課人材マネジメント室長：職員政策形成研修は今年度、こどもはぐみ応援プロジェクトが動いている関係で、こども子育てをターゲットに取り組んでもらっている。ブレインストーミングにも参加を促し、実際に参加されている人もいる。

副市長：令和4年度の職員政策形成研修報告会はすばらしかったが、予算に間に合わず残念だった。人と予算の問題はあるが、業務に加えて作ったものが報告で終わってもいいものか、という思いがある。予算に反映できる仕組みにしたい。

総務課人材マネジメント室長：政策研修を事業化したい。どこの課がやっていくかは該当部署との相談が必要なので、改めて検討させてほしい。

県：岡山県も企業（経団連）と合同で7月31日にこどもまんなか応援サポーター宣言を行った。ファストトラックについてはまだ取り組んでいない。関係機関では水島警察署が免許更新の際に行っていると聞いている。もっこカードのアプリ化に向けて準備を進めている。提携先に提示すると割引などのサービスを受けられる。令和6年度は子育てを経験することのメリットなど、子育てがしたくなるような発信の取り組みができないかと考えている。真庭市の取組や会議の様子を見せていただいたが、他の自治体にも情報提供したい。

総合政策課長：製造業などの回答率が高い。企業にとってのメリットはどんなものなのか。真庭市で言うと小さい規模の店舗が多く、従業員30人以下の企業に関する分析も検討をいただければ。

県：対象を従業員数30人以上に絞ったのは、なんらかの働きかけができるだろうということを想定したため。10人程度の規模だと対象が増えすぎて効果的な施策が検討しにくい。30人以下のデータもあるのでご活用いただきたい。

交流定住推進課長：他市の取り組み状況についても情報をいただきたい。

副市長：県の調査についてだが、岡山・倉敷とは状況が違いすぎる。県北として

その他	の指標をまとめることも可能なのでは。 県：県民局ごとにデータをまとめることも可能。 生涯学習課長：こどもの遊びについて中央図書館西川館長の職員研修会を行うのでぜひ参加して欲しい。9月2日、11月23日の余野でのイベントについてもお知らせする。（紙ベースでの情報共有）
<u>確認事項</u>	○こどもファスト・トラック等の取組について ・職員の対応も含め、完成形でなくできる取組を自主性を持ってやっていく。 ○令和6年度の取組 ・事業を効果的にやるためにマトリックス会議で各課情報共有していく。 ・情報発信について、まにこいんアプリの有効的な使い方を検討していくので、提案をしてもらいたい。 ○その他 ・職員政策研修の事業化を各部署と検討する。

県内企業の子育て支援に関する調査結果の概要について

県内企業の子育て支援に対する認識や具体的な子育て支援の実施状況等を把握し、企業の子育て支援の取組推進につながる、より実効性のある施策立案の基礎資料とするため、県内企業の子育て支援に関する調査を実施したが、その結果の概要は以下のとおりである。

今後、子育て中や多子の従業員が多い企業の取組の特徴や、取組が進んでいない企業の要因等の分析を進め、取組状況等に応じて、必要な支援施策を検討する。

1 調査概要

(1) 調査期間

令和5年5月19日（金）から令和5年6月16日（金）

(2) 調査方法

- ・ 県内の従業員30人以上の民間事業所に調査票を郵送
- ・ 回答は郵送またはWeb
- ・ 優良事例等について、20事業所をヒアリング

2 実施結果

(1) 回収率等

- ・ 対象事業所数 4,237事業所
- ・ 回収数 1,668事業所
- ・ 回収率 39.4%

(2) 回答事業所の属性（主なもの）

<事業所規模>

規模	回答数	割合
29人以下※	144	8.6%
30～50人	544	32.6%
51～100人	542	32.5%
101～200人	246	14.7%
201～300人	64	3.8%
300人以上	125	7.5%
無回答	3	0.2%
合計	1,668	100.0%

※調査対象日に29人以下となっていた事業所も集計に含む

<事業所の種類>

種類	回答数	割合
単独事業所	482	28.9%
本社・本店・本所	473	28.4%
支社・支店・支所	711	42.6%
無回答	2	0.1%
合計	1,668	100.0%

<主要業種>

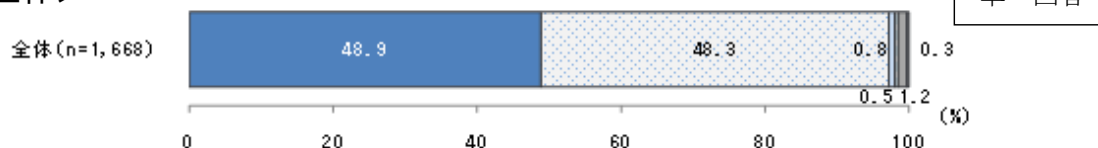
	利 採 取 業	鉱 業、採 石 業、砂	建 設 業	製 造 業	給 電 ・ 水 道 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供	情 報 通 信 業	運 輸 業、 郵 便 業	卸 売 業、 小 売 業	金 融 業、 保 険 業	貨 業	不 動 産 業・ 物 品 賃	学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	教 育、 学 習 支 援 業	医 療、 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	業 そ の 他 の サ ー ビ ス	そ の 他	無 回 答	合 計
回答数	5	84	449	20	30	150	157	30	9	19	39	29	59	407	7	133	31	10	1,668			
割合	0.3	5	26.9	1.2	1.8	9	9.4	1.8	0.5	1.1	2.3	1.7	3.5	24.4	0.4	8	1.9	0.6	100.0			

3 調査結果の概要

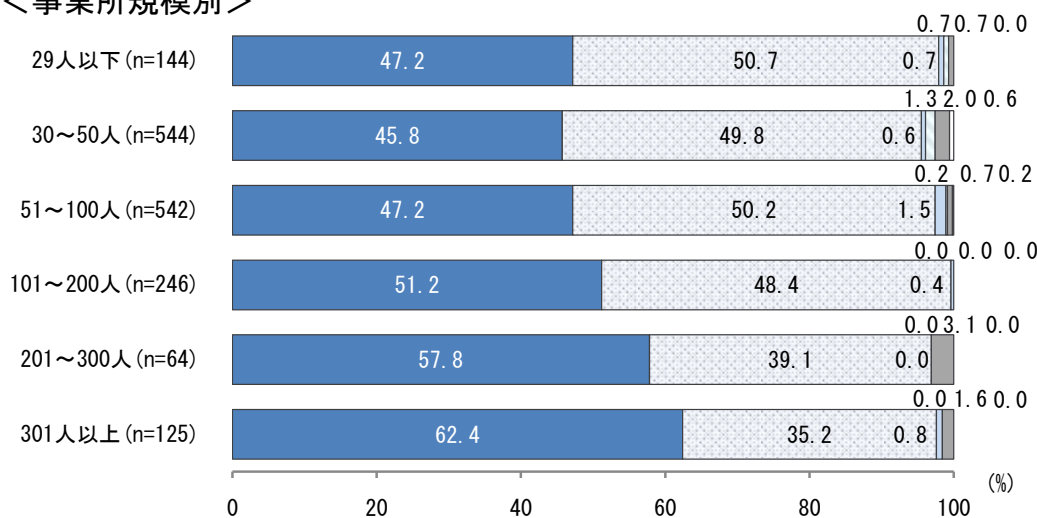
(1) 従業員への子育て支援に対して、どのように考えているか

「企業として積極的に取り組むべき」「企業としてある程度の役割は果たすべき」との回答が、事業所規模や主要業種に関わらず9割以上を占めている。事業所規模別にみると「企業として積極的に取り組むべき」との回答は301人以上の事業所で62.4%と最も高く、事業所規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がみられる。

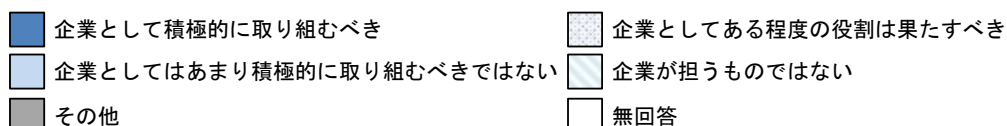
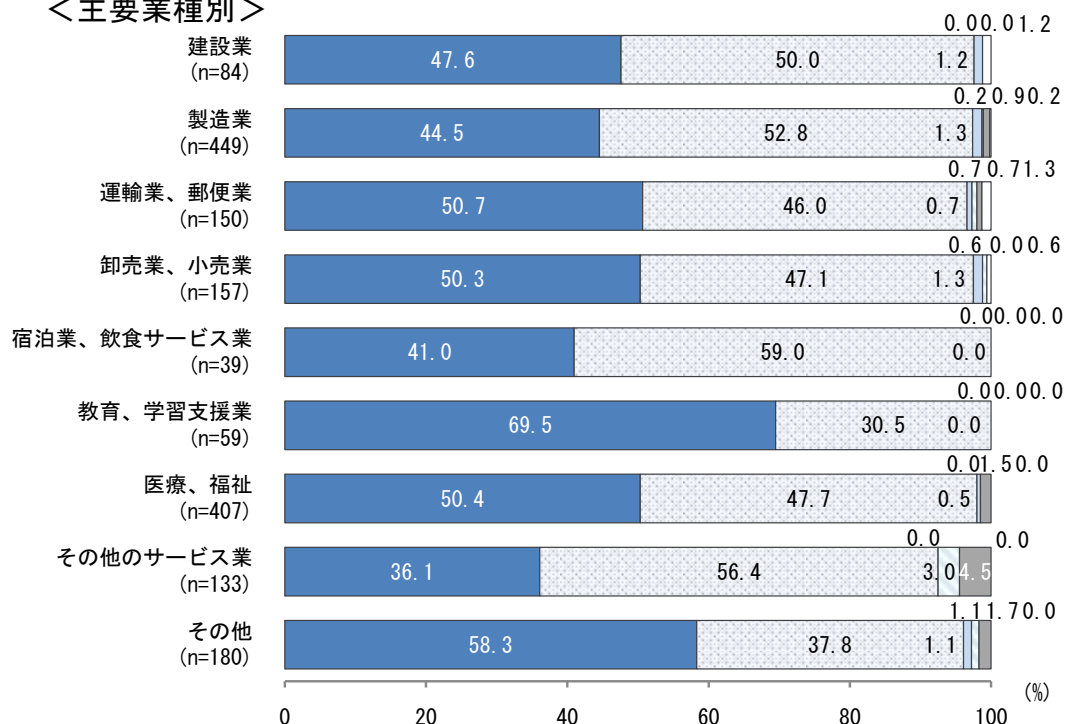
<全体>



<事業所規模別>



<主要業種別>

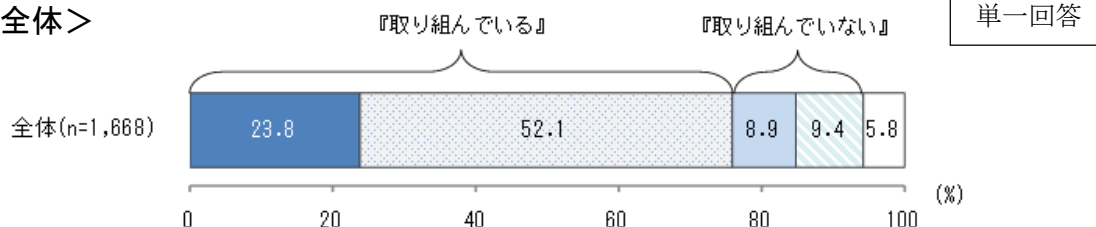


(2) 従業員への子育て支援の現状

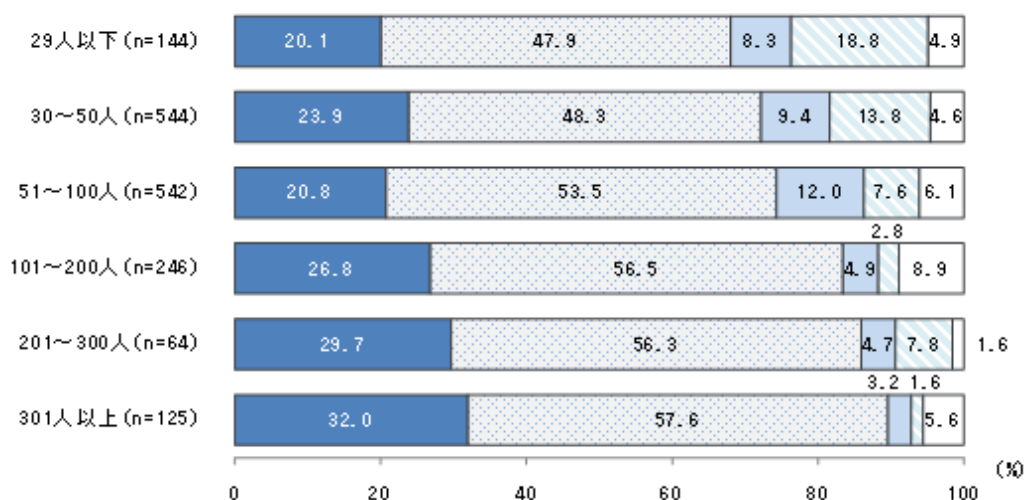
従業員への子育て支援に『取り組んでいる』(「積極的に取り組んでいる」と「ある程度取り組んでいる」を合わせた割合)との回答が75.9%、『取り組んでいない』(「あまり取り組んでいない」と「取り組んでいない」を合わせた割合)との回答が18.3%となっている。

事業所規模別にみると『取り組んでいる』との回答は301人以上の事業所で89.6%となり、事業所規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がみられる。主要業種別では、教育、学習支援業が88.1%、医療、福祉が83.3%と高くなっている。

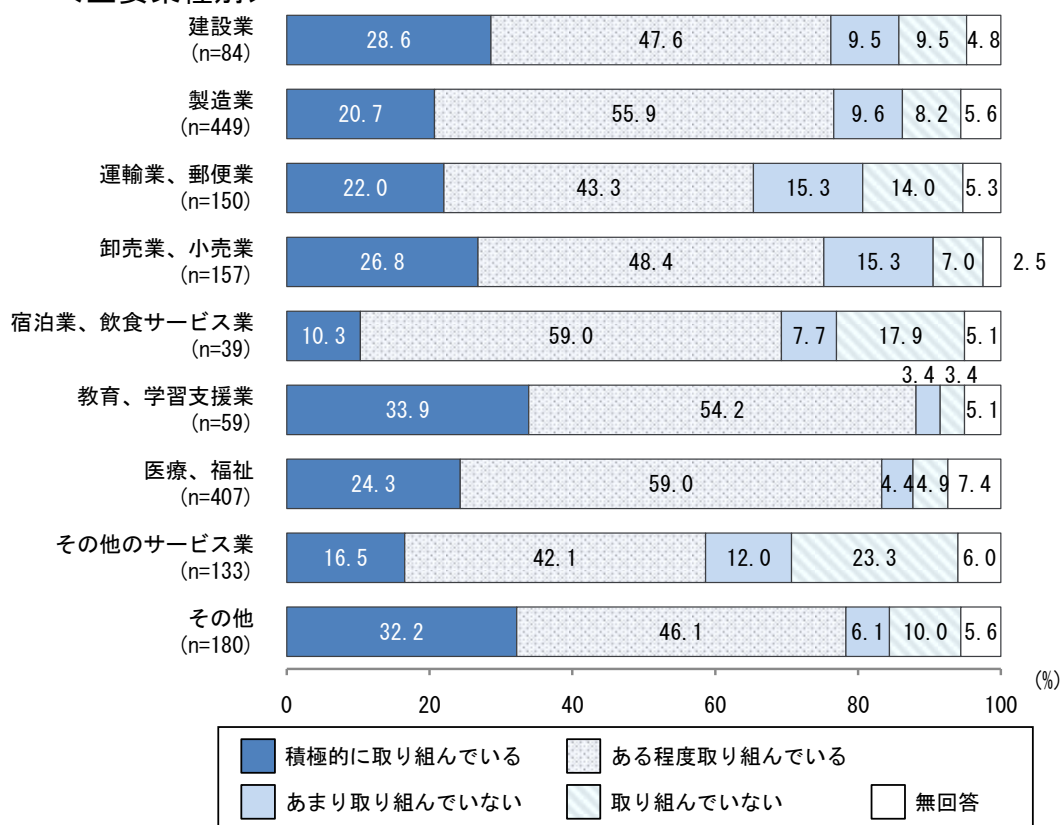
<全体>



<事業所規模別>



<主要業種別>



(3) 結婚・出産をした女性正社員の働き方は、どのようなパターンが多いか

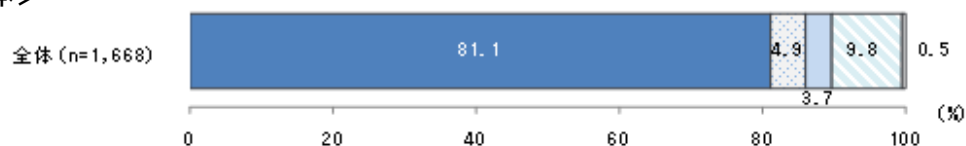
「出産後も継続して就業している」との回答が81.1%と最も高く、次いで「妊娠・出産を機に退職する」(4.9%)、「結婚を機に退職する」(3.7%)の順となっている。

事業所規模別にみると、「出産後も継続して就業している」との回答は、事業所規模が大きくなるにつれて高くなっている。

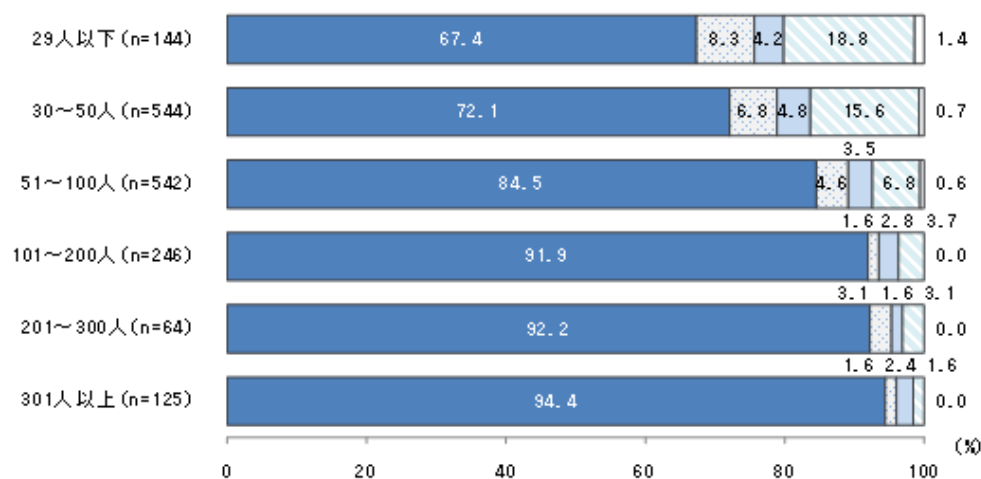
従業員への子育て支援の取組別にみると、「出産後も継続して就業している」との回答は取組度に比例して高くなっている。

単一回答

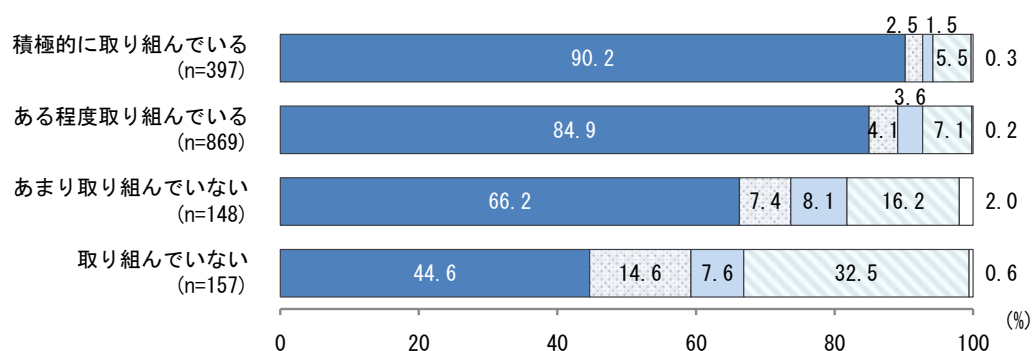
<全体>



<事業所規模別>



<従業員への子育て支援の取組別>



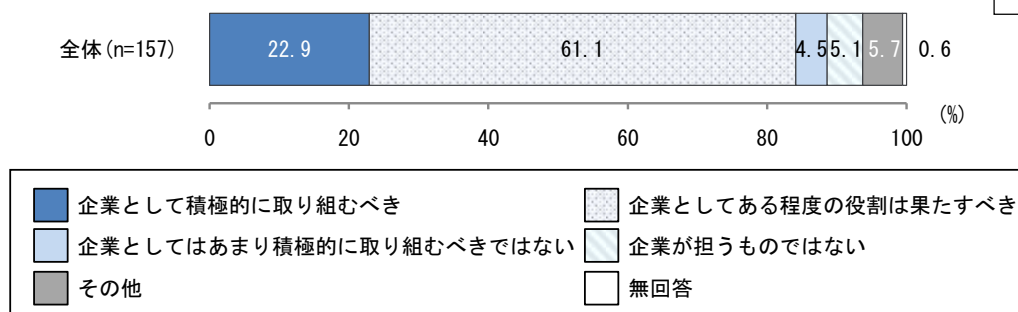
出産後も継続して就業している
 妊娠・出産を機に退職する
 結婚を機に退職する
 その他
 無回答

以下、(2)で従業員の子育て支援に「取り組んでいない」と回答した事業所

(4) 従業員の子育て支援に対して、どのように考えているか

従業員の子育て支援に「取り組んでいない」と回答した事業所においても、「企業として積極的に取り組むべき」「企業としてある程度の役割は果たすべき」との回答が84.0%となっている。

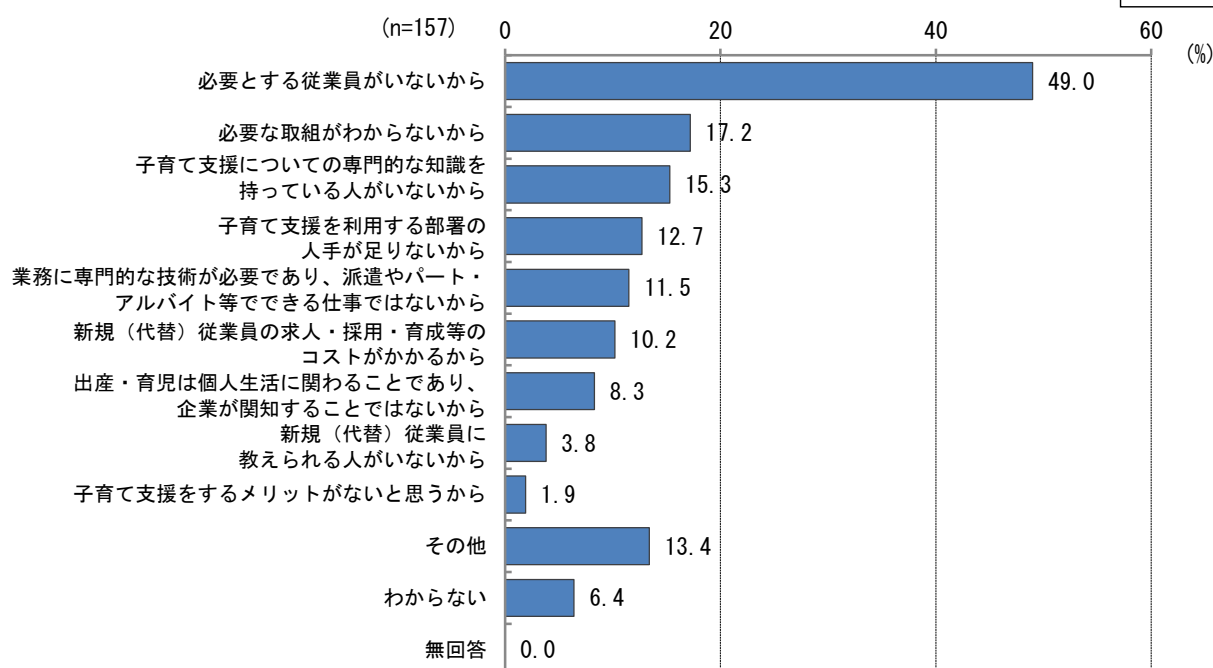
単一回答



(5) 取り組んでいない理由

従業員の子育て支援に取り組んでいない理由として、「必要とする従業員がいないから」との回答が49.0%と最も高く、次いで「必要な取組がわからないから」(17.2%)、「子育て支援についての専門的な知識を持っている人がいないから」(15.3%)などの順となっている。

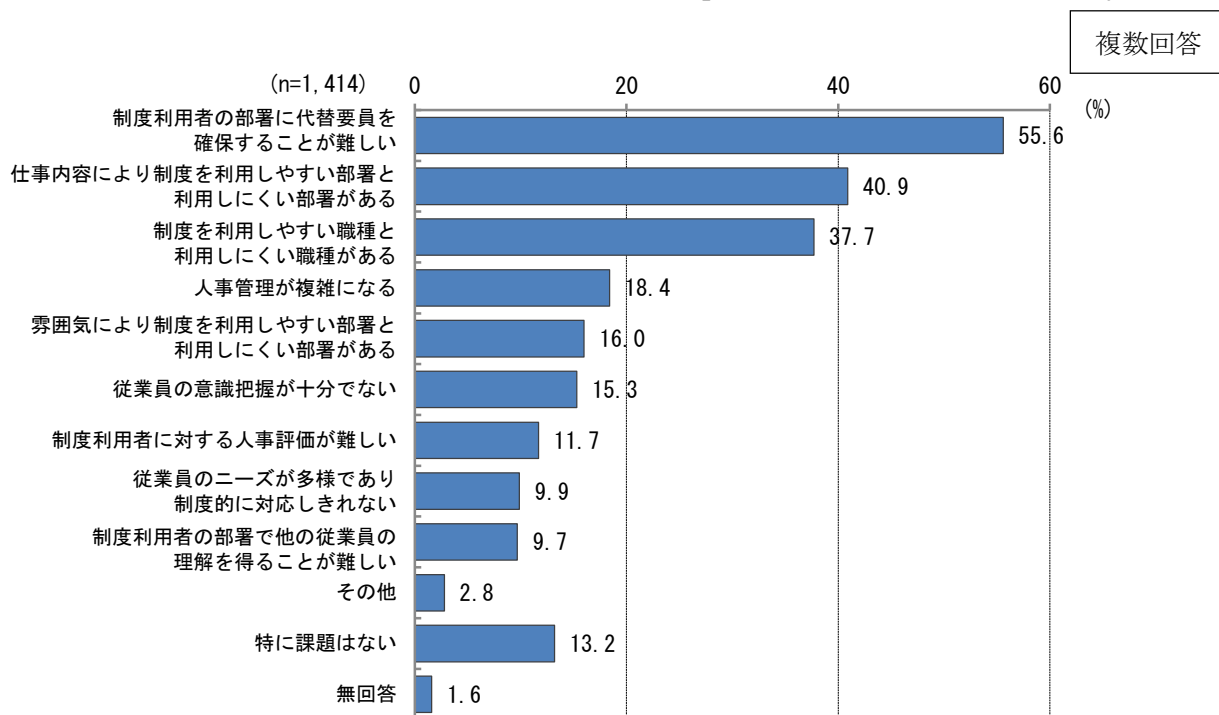
複数回答



以下、(2)で従業員の子育て支援に「積極的に取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」「あまり取り組んでいない」と回答した事業所

(6) 従業員への子育て支援についてどのような課題があるか

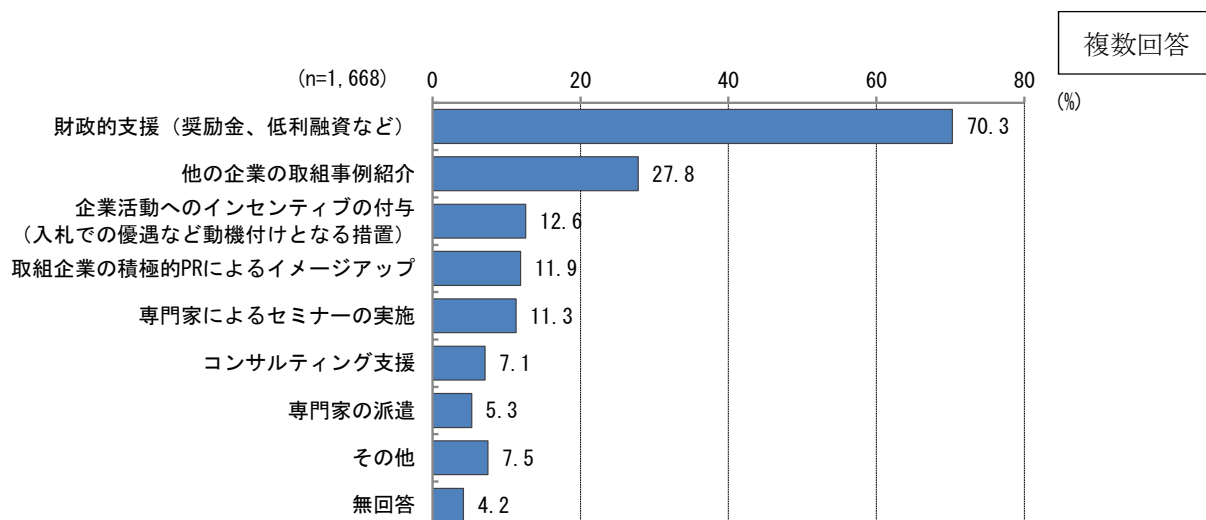
「制度利用者の部署に代替要員を確保することが難しい」との回答が 55.6%と最も高く、次いで「仕事内容により制度を利用しやすい部署と利用しにくい部署がある」(40.9%)、「制度を利用しやすい職種と利用しにくい職種がある」(37.7%)などの順となっている。



以下、全ての事業所

(7) 行政からどのような支援があれば、子育て支援の取組がしやすくなると思うか

「財政的支援」が 70.3%と最も高く、次いで「他企業の取組事例紹介」(27.8%)、「企業活動へのインセンティブの付与」(12.6%)、「取組企業の積極的PRによるイメージアップ」(11.9%)、「専門家によるセミナーの実施」(11.3%)などの順となっている。



(8) 従業員の子育て支援で整備済、もしくは、今後、整備予定の制度はあるか

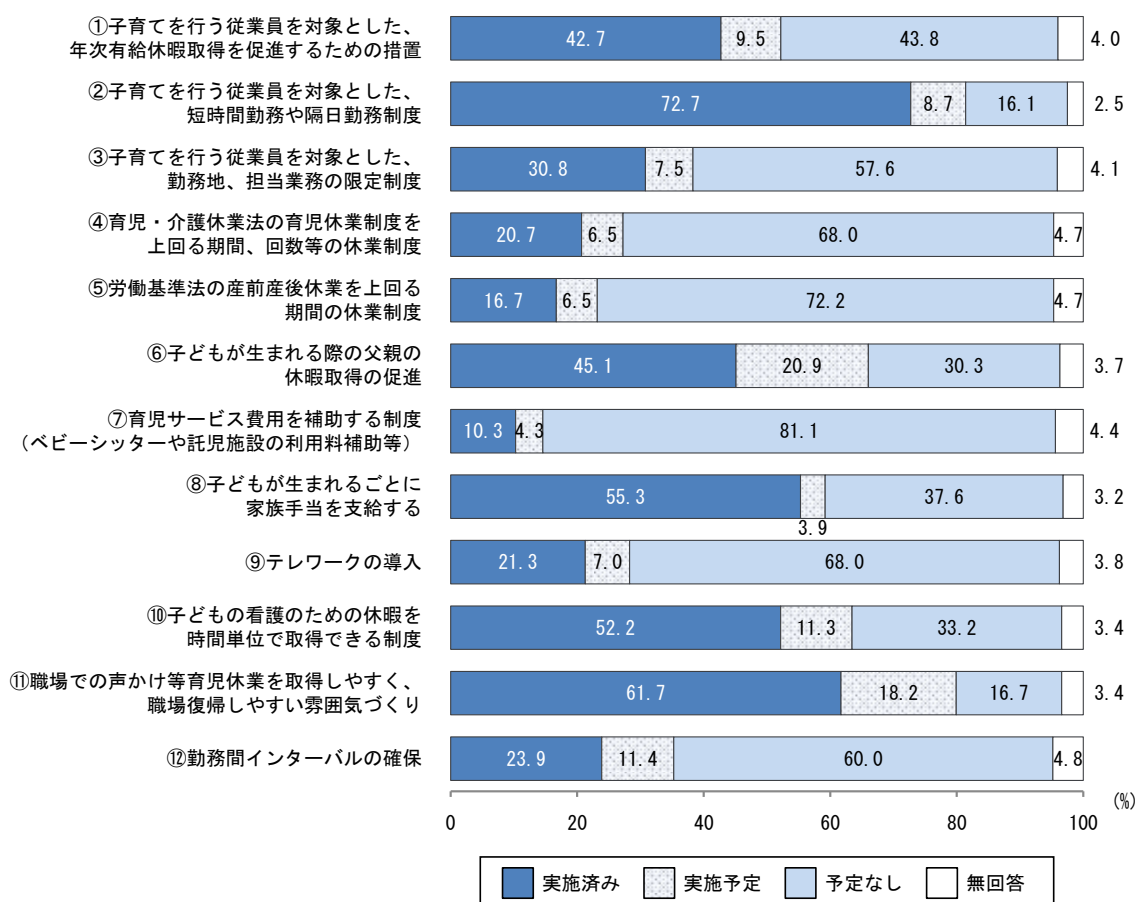
子育て支援制度の整備状況について、「実施済み」との回答は「子育てを行う従業員を対象とした、短時間勤務や隔日勤務制度」で72.7%、「職場での声かけ等育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい雰囲気づくり」で61.7%と高くなっている。

「予定なし」との回答は「育児サービス費用を補助する制度」で81.1%、「労働基準法の産前産後休業を上回る期間の休業制度」で72.2%、「育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間回数の休業制度」「テレワークの導入」で68.0%と高くなっている。

「実施予定」との回答は「子どもが生まれる際の父親の休暇取得の促進」で20.9%、「職場での声かけ等育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい雰囲気づくり」で18.2%となっている。

項目ごとに単一回答

(n=1,668)



優良事例等のヒアリング

調査へ回答があった事業所のうち、優良事例(子育て中や多子の従業員が多い、特徴的な取組を実施している、取組に効果があったと回答した事例)や取組に課題を感じている事例など、20事業所にヒアリング調査を実施した。結果については、調査報告書に取組事例として掲載し、企業等への横展開を図る。

＜ヒアリング調査先：20事業所＞

区分	市区町村	社名	業種	従業員規模
優良事例	倉敷市	一般財団法人淳風会 淳風会健康管理センター倉敷	医療、福祉	30～50人
	倉敷市	中谷興運株式会社	運輸業	30～50人
	岡山市	株式会社カイトックホールディングス(カイトックグループ)	卸売り、小売業	51～100人
	倉敷市	中国精油株式会社	製造業	51～100人
	津山市	社会福祉法人津山福祉会	医療、福祉	51～100人
	岡山市	ネットトヨタ山陽株式会社	卸売、小売業	51～100人
	津山市	ヤマト運輸株式会社 J S T 津山ロジセンター	運輸業	51～100人
	美作市	株式会社英田エンジニアリング	製造業	101～200人
	倉敷市	旭テクノプラント株式会社	建設業	101～200人
	岡山市	ゼノー・テック株式会社	製造業	101～200人
	岡山市	株式会社フジワラテクノアート	製造業	101～200人
	倉敷市	関東電化工業株式会社	製造業	201～300人
	岡山市	株式会社トスコ	情報通信業	201～300人
	倉敷市	水島信用金庫	金融業、保険業	201～300人
	倉敷市	大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	医療、福祉	301人以上
	瀬戸内市	株式会社岡山村田製作所	製造業	301人以上
	岡山市	平林金属株式会社	製造業	301人以上
	総社市	山崎製パン株式会社	製造業	301人以上
その他	—	A社	製造業	51～100人
	—	B社	医療、福祉	101～200人

＜優良事例の特徴＞

- ・ 優良事例では、時短勤務の期間拡大や家族手当の支給など、勤務体系や従業員の意向等も踏まえながら各事業所の実態に応じた支援制度を実施している。
- ・ 共通する特徴は、次のとおりである。
 - ①経営者や役員の子育て支援に対する理解度が高く、従業員ファーストの社風がある
 - ②制度を設けるだけでなく、実際に利用できる職場環境が整っている
 - ③育児休業中等であっても、従業員と定期的に連絡を取り合うなど、相談しやすい体制やお互いに情報共有ができる環境が整っている

4 今後の予定

8月末～ 調査報告書のホームページ等への公開、企業等への周知、地域別集計データ等の市町村との共有

真庭市集計データ抜粋

1 回答事業所の概要

全 体	回答方法		
	調査票回答	WEB 回答	無回答
1668	855	813	—
100.0	51.3	48.7	—
27	19	8	—
100.0	70.4	29.6	—

全 体	問1 主要業種																		
	鉱 業、採石業、砂利採	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業・物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	娯楽業	生活関連サービス業、	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	その他のサービス業	その他	無回答
	1668	5	84	449	20	30	150	157	30	9	19	39	29	59	407	7	133	31	10
	100.0	0.3	5.0	26.9	1.2	1.8	9.0	9.4	1.8	0.5	1.1	2.3	1.7	3.5	24.4	0.4	8.0	1.9	0.6
	27	—	1	11	—	—	2	2	—	—	—	1	—	—	9	—	1	—	—
100.0	—	3.7	40.7	—	—	7.4	7.4	—	—	—	3.7	—	—	33.3	—	3.7	—	—	

全 体	問3 従業員数						
	2 9 人 以 下	3 0 ～ 5 0 人	5 1 ～ 1 0 0 人	1 0 1 ～ 5 0 0 人	2 0 1 ～ 5 3 0 0 人	3 0 1 人 以 上	無 回 答
1668	144	544	542	246	64	125	3
100.0	8.6	32.6	32.5	14.7	3.8	7.5	0.2
27	1	7	12	6	1	—	—
100.0	3.7	25.9	44.4	22.2	3.7	—	—

2 調査結果の概要

(1) 従業員への子育て支援に関して、どのように考えているか

全 体	問10 従業員への子育て支援に対する考え方					
	企業と 組むべ き積極 的に取 る	企業と 役割は 果たす べき程 度の	企業と は極め ないに 取り組 むべき で積	企業 が担う ものでは ない	そ の 他	無 回 答
1668	815	805	14	9	20	5
100.0	48.9	48.3	0.8	0.5	1.2	0.3
27	9	18	-	-	-	-
100.0	33.3	66.7	-	-	-	-

(2) 従業員への子育て支援の現状

全 体	問11 子育て支援の現状				
	積極 的に取 り組ん でい る	ある 程度取 り組ん でい る	あ まり取 り組ん でい ない	取 り組ん でい ない	無 回 答
1668	397	869	148	157	97
100.0	23.8	52.1	8.9	9.4	5.8
27	5	18	3	-	1
100.0	18.5	66.7	11.1	-	3.7

(3) 結婚・出産をした女性正社員の働き方

全 体	問8 結婚・出産をした女性正社員の働き方				
	出 産後 も継 続し て就 業	妊 娠・ 出 産を 機に 退職	結 婚を 機に 退職 する	そ の 他	無 回 答
1668	1352	82	62	163	9
100.0	81.1	4.9	3.7	9.8	0.5
27	20	1	3	3	-
100.0	74.1	3.7	11.1	11.1	-

(6) 従業員への子育て支援についてどのような課題があるか

全 体	問11- 4 子育て支援についての課題											
	仕事内容により制度を利用しにくい部署がある	制度を利用しやすい職種がある	制度利用者の部署に代替要員を確保すること	人事管理が複雑になる	従業員の意識把握が十分でない	霧囲気により制度を利用しにくい部署がある	従業員のニーズが多様であり制度的に対応しきれない	制度利用者に対する人事評価が難しい	制度利用者の部署で他の従業員の理解を得ることが難しい	その他	特に課題はない	無回答
1414	578	533	786	260	216	226	140	166	137	39	186	22
100.0	40.9	37.7	55.6	18.4	15.3	16.0	9.9	11.7	9.7	2.8	13.2	1.6
26	14	7	15	4	4	5	4	3	1	-	1	1
100.0	53.8	26.9	57.7	15.4	15.4	19.2	15.4	11.5	3.8	-	3.8	3.8

(7) 行政からどのような支援があれば、子育て支援の取組がしやすくなると思うか

全 体	問13 子育て支援取組がしやすくなるために必要な行政の支援									
	低財 利政 融的 支 援 (奨 励 金 、 等)	の専 門 実 施 家 に よ る セ ミ ナ ー	専 門 家 の 派 遣	コ ン サ ル テ ィ ン グ 支 援	に取 組 る イ メ ー ジ 的 ア ッ プ R	介他 の 企 業 の 取 組 事 例 紹	優 遇 な ど 機 付 け と な る の 措 置	テ ィ ブ の 付 与 (イ ン セ ン の 入 札 等)	そ の 他	無 回 答
	1668	1173	188	89	118	198	464	210	125	70
	100.0	70.3	11.3	5.3	7.1	11.9	27.8	12.6	7.5	4.2
	27	22	5	－	2	6	5	2	1	－
100.0	81.5	18.5	－	7.4	22.2	18.5	7.4	3.7	－	

(8) 従業員の子育て支援で整備済み、もしくは、今後整備予定の制度はあるか

全 体	問15① 子育てを行う従業員を対象とした、年次有給休暇取得を促進するための措置				全 体	問15② 子育てを行う従業員を対象とした、短時間勤務や隔日勤務制度			
	実 施 済 み	実 施 予 定	予 定 な し	無 回 答		実 施 済 み	実 施 予 定	予 定 な し	無 回 答
1668	712	158	731	67	1668	1213	145	268	42
100.0	42.7	9.5	43.8	4.0	100.0	72.7	8.7	16.1	2.5
27	13	3	10	1	27	18	3	6	-
100.0	48.1	11.1	37.0	3.7	100.0	66.7	11.1	22.2	-

全 体	問15③ 子育てを行う従業員を対象とした、勤務地、担当業務の限定制度				全 体	問15④ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度			
	実施済み	実施予定	予定なし	無回答		実施済み	実施予定	予定なし	無回答
1668	514	125	960	69	1668	346	108	1135	79
100.0	30.8	7.5	57.6	4.1	100.0	20.7	6.5	68.0	4.7
27	6	4	16	1	27	4	4	19	-
100.0	22.2	14.8	59.3	3.7	100.0	14.8	14.8	70.4	-

全 体	問15⑤ 労働基準法の産前産後休業を上回る期間の休業制度				全 体	問15⑥ 子どもが生まれる際の父親の休暇取得の促進			
	実施済み	実施予定	予定なし	無回答		実施済み	実施予定	予定なし	無回答
1668	278	108	1204	78	1668	752	349	506	61
100.0	16.7	6.5	72.2	4.7	100.0	45.1	20.9	30.3	3.7
27	4	5	18	-	27	13	7	5	2
100.0	14.8	18.5	66.7	-	100.0	48.1	25.9	18.5	7.4

全 体	問15⑦ 育児サービス費用を補助する制度（ベビーシッターや託児施設の利用料補助等）				全 体	問15⑧ 子どもが生まれるごとに家族手当を支給する			
	実施済み	実施予定	予定なし	無回答		実施済み	実施予定	予定なし	無回答
1668	171	72	1352	73	1668	923	65	627	53
100.0	10.3	4.3	81.1	4.4	100.0	55.3	3.9	37.6	3.2
27	2	1	23	1	27	16	2	9	-
100.0	7.4	3.7	85.2	3.7	100.0	59.3	7.4	33.3	-

全 体	問15⑨ テレワークの導入				全 体	問15⑩ 子どもの看護のための休暇を時間単位 で取得できる制度			
	実 施 済 み	実 施 予 定	予 定 な し	無 回 答		実 施 済 み	実 施 予 定	予 定 な し	無 回 答
1668	355	116	1134	63	1668	870	189	553	56
100.0	21.3	7.0	68.0	3.8	100.0	52.2	11.3	33.2	3.4
27	4	2	21	－	27	12	7	8	－
100.0	14.8	7.4	77.8	－	100.0	44.4	25.9	29.6	－

全 体	問15⑪ 職場での声かけ等育児休業を取得しや すく、職場復帰しやすい雰囲気づくり				全 体	問15⑫ 勤務間インターバルの確保			
	実 施 済 み	実 施 予 定	予 定 な し	無 回 答		実 施 済 み	実 施 予 定	予 定 な し	無 回 答
1668	1029	303	279	57	1668	398	190	1000	80
100.0	61.7	18.2	16.7	3.4	100.0	23.9	11.4	60.0	4.8
27	14	10	3	－	27	7	4	14	2
100.0	51.9	37.0	11.1	－	100.0	25.9	14.8	51.9	7.4